

平成 25 年度当初予算案に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成 24 年 12 月 10 日～平成 24 年 12 月 26 日
意見募集結果	提出者数 10 名、提出件数 66 件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0 件

(2) 意見内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容 ※提出された原文のまま掲載してあります	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>予算編成に対する提案について</p> <p>市長や幹部が議会で答弁している財政改革は①行政評価による効率運営②農業の6次産業化、企業誘致、観光立市など産業振興を柱に挙げます。実現するために十分な予算処置をしましたか。その重点政策、予算は何ですか。</p> <p>歳入は市民税233億円(個人市民税123億円)と前年比2億3千万円減(1.0%減)。しかし繰入金19億9千万円強(199%)の扱いや、1.0%程度のものは修正処置が可能で、「誤差」の範囲でしかありません。</p>	<p>平成 25 年度当初予算案において、農業の活性化を図る施策としては、農産物の高付加価値化により、農業者の所得向上を図ることを目的とした、6 次産業化のための事業費を新規に計上しました。</p> <p>また、草ぶえの丘その周辺地域の活性化を図るための「農林産業活性化計画」を策定するための経費を計上いたしました。</p> <p>企業誘致事業としては、平成 23 年度に市内に事業所を増設した企業に対して、平成 25 年度から助成するための経費を計上いたしました。</p> <p>また、観光イベント事業として、チューリップ広場の増設や時代祭りの充実を図るための経費について増額いたしました。</p> <p>予算編成においては、財源の見直しなどの制約から、必ずしも理想通りとはいかないまでも、重点施策に対する優先的な予算配分の措置ができたものと考えております。</p>	無
2	<p>歳出節別予算比較表でみると、23年度決算比では①報酬費が1,108万円②人件費14,762万円③職員手当3,248万円④共済費1,356万円⑤賃金12,020万円、合計32,489万円も増加です。24年度比も増加。年々増加の一途です。人件費を中心とした管理費で、個人市民税は消えます。市民は不景気による減収、年金の目減り、介護保険料など増税で、限らない痛みを受けており、市が財政改革をしている姿は見えません。</p>	<p>ご意見にいくつかの誤解があると考えます。</p> <p>一つ目は、決算額と予算額の比較をされていることです。平成25年度予算は、在職する職員を基準に、年度末の定年等退職及び新年度の新規採用による人件費の増減や、在職者の昇給を予測した人件費等を考慮して計上しております。また、当初予算での時間外勤務手当は予測される額の約6割での予算見込みとしていることや、職員に新規育児休業や病気休職などが無いものとして算出しており、年度の中で補正予算による増減が生じることとなります。したがって当初予算額と決算額の比較については、増減額の対象となるものではございません。予算額での比較、決算額での比較をお願いします。</p>	無

		<p>二つ目は、年度ごとに職員数が異なることです。予算において平成23年度までは行財政改革等による職員数抑制のため人件費は減少していますが、平成24・25年度は、事務量増加に対応して、わずかですが退職者より採用者を多くしていること、平成23年度から育児休業任期付職員制度を開始したことにより、人件費総額での増加となっておりますが、職員一人あたりの給与費を引き上げている訳ではありません。</p> <p>三つ目は、年金の目減り・介護保険料の増加と市の財政改革を結び付けていることです。年金や介護保険料は、受給者やサービスを受ける方の増加によるものであって、財政改革だけでは対応することはできません。</p>	
3	<p>委託料591,705万円(3.1%増)は23年度比6億円強と10.4%も増えています。耐震化対策があるとしても、スクラップ・ビルドやコスト削減などの方針でプラ・マイゼロ査定にし、見直しを求めます。</p>	<p>予算編成にあたっては、スクラップアンドビルド、コスト削減を考慮し、歳入規模に合わせた予算編成を行っております。</p>	無
4	<p>公有財産購入費が16,411万円(190.2%)。23年度比14,912万円増となります。施設550か所、土地100万坪など莫大な資産があり、志津公民館関連としても、市長の財源対策である公的財産の有効活用の趣旨に反します。跡地利用などによりゼロ査定されたい。</p>	<p>志津公民館を始めとして複合化を検討している施設は、現在の地域からあまり遠くに移すことは難しい性質のものですが、志津駅周辺に相応の広さの市有地はなく、また、現在の志津公民館の敷地では過密な利用状況を改善するほどの規模は望めません。</p> <p>志津出張所及び志津駅北口駐輪場の敷地に隣接する土地を一体的に利用することができれば、既存の市有地を生かしながら十分な規模を確保して事業を進めることができるものと考えております。</p> <p>なお、現在の志津公民館の敷地につきましては、新しい公民館が完成した後、売却する方向で進めてまいります。</p>	無
5	<p>負担金・補助および交付金費は63億円(1.3%増)、23年度費4億5,500万円(7.2%増)に上ります。補助金検討委員会が見直しを行い、廃止や減額をしたと説明するが、バラマキすぎ。社協への1億円の人件費補助など所管部署では拡大する方針は答申の無視です。これら私立幼稚園対策があるとしても総合的に調整し、ゼロ査定を求めます。</p>	<p>一般会計における予算科目「19節 負担金補助及び交付金」の総額の増要因は、その大部分を占める一部事務組合(消防業務・ごみ処理・し尿処理・葬祭場・後期高齢者医療連合など)への負担金の増が主な要因となっています。また、補助金の増要因としては、佐倉市内に事業所を設置した企業に対する助成が大きな増となっていますが、これは将来的に税収へとつながる施策であると考えております。「負担金補助及び交付金」については、ご批判されているようなバラマキではなく、施策推進の手段として予算措置しているものです。なお、当初予算要求額約63億円に対して、査定において約1億円を減額し、予算案といたしました。</p>	無

6	<p>効率・効果的な税金の使い方について 23年度決算は29億円の剰余金。財政課はこれを「誤差」(自治法)という。「誤差」で黒字を創る。「タナボタ」式? 自主努力を期待します。</p>	<p>歳出予算は限度額であり、それを超えて支出はできません。医療費や扶助費などの給付費は、変動幅が大きく、正確に見積もることはできないという側面があり、不足を生じさせないためには、余裕をもって予算を計上することになります。このため、決算においては一定程度の剰余金は止むを得ないと考えます。意図的に黒字を創っているわけではございません。</p>	無
7	<p>佐倉市の生産人口構成は30～60歳が少なく、60歳以上が多い。近隣の八千代市、習志野市、千葉市は佐倉市とは逆な現象です。この原因は何か。総合計画の「無策30年」の結果です。「住みたい佐倉市」を創るため本当の市民による市民参加型の計画策定を提案します。</p>	<p>第4次佐倉市総合計画(基本構想・基本計画)は、市民参加型意見交換会である「まちづくり懇談会」や、市内で活動する各種団体を対象にした「団体意見交換会」での意見に基づき素案を作成し、更に、学識経験者、市民公募委員により構成された「総合計画審議会」の審議、市民意見の公募及び市議会の議決を経て決定しているものです。次回の計画策定にあたりましても、市民参加による計画づくりを進めてまいります。</p>	無
8	<p>事業計画の積算は厳しく査定や単価設定、コスト削減、入札価格を厳格に設定すること。職員の評価は実績重視の体系に改めるなど予算編成の計画づくりの段階からゼロベースで取り組むことです。</p>	<p>予算の編成にあたりまして、経費の積算を厳密に行うことは勿論のこと、政策的な経費を中心に、実施計画により、中期的な見込みに基づく事業選択を行った上で、予算編成を行っております。人事管理につきましては、勤務評定制度の中で実績の評価、人材の育成に努めております。</p>	無
9	<p>行政は肥大化します。普段の改革が基本。テーマは①将来収支・経済効果をにらんだ組織・事業の効率化②市民サービスの質的向上③コスト意識の徹底を図ること。佐倉市に住みたい・住民になりたいプロジェクトを立ち上げ、市民を巻き込んだ多彩な展開を仕掛け、実行あるのみです。</p>	<p>限られた財源を有効に活かし、より質の高い行政運営を行うことにより、佐倉市総合計画のめざすまちづくりを着実に進めることを目的として、第5次となる行政改革を実施する方針です。ご提案についてもその中で取り組んでまいります。</p>	無
10	<p>介護予防事業。包括支援センター、社協が教室を年に2回程度、参加者15～20名ほど、終わるとジュースとお菓子が出る。肥満が心配。多くの人は散歩、ウォーキング、ジムなど「自助」努力です。都合よく「自助・共助、公助」を使わないこと事。これら組織のための事業は整理し、総合的に再編、統廃合を大胆に行うことです。これだけで数億円が浮きます。</p>	<p>今後事業見直しに際し、参考にさせていただきます。 なお、地区社協で実施している事業については、地域住民の親睦を深めることを目的としており、参加費をいただいて飲食を提供しています。</p>	無
11	<p>地域福祉は民生委員、包括センター、社協の下にマネージャー、コーディネーターと横文字組織を作り、事業は丸投げ方式。参加率、利用率は20～30%止まり。これに数億円が消えます。組織はスリムがコスト削減に一番。「あればよい」程度の事業は中止。利用率・参加者が40%以下の事業は廃止する。事業の成果率70%以下のものは再編する。補助金は3年経たものは廃止する。すべての事業は3年が限度。以降は見直すべきです。事業の意義や効率が低下、役割はありません。</p>	<p>事業の成果については行政評価を実施するなかで、検証をし、その結果をお知らせしてまいります。</p>	無

<p>12</p>	<p>市の資金援助団体は過去の遺産であり、機能していません。特に緑の銀行へ4億円の出資、社協への補助金・委託偏重・商工会議所・国際交流基金などは市民に理解されていません。市民が分かるように再編すべきです。</p>	<p>公益財団法人緑の基金の設立の経緯は、さくら庭園の売却問題が提起された際に、保存運動が展開されて、約4万人の署名が集められ、国・県の補助を受けて市と県とが買収しました。</p> <p>この際、市民の力を佐倉市の自然保護運動に結合させようとの考え方が生まれ、環境の保護を行うため、「財団法人佐倉緑の銀行」が昭和59年3月31日に設立されました。この佐倉緑の銀行が平成24年4月1日に「公益財団法人緑の基金」と変更されたものです。</p> <p>2億円の出資については設立に際し、市から行われたものであり、その後は市からの出資等を行われておりません。</p> <p>公益財団法人佐倉緑の基金は設立時から現在に至るまで、独立したひとつの団体として佐倉市内の環境維持のため、活動を行っております。今後も、佐倉市内の環境保全活動等を通じて市民の皆様と協力し、良好な環境の保持を行ってまいりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>佐倉国際交流基金は、昭和63年(1988年)11月に、佐倉の歴史・文化・自然を誇りとし、外国人の方にも住みやすい多文化共生社会の実現をめざして、国際相互理解・国際親善・国際協力等の事業を推進するために設立された団体であり、平成23年4月に公益財団法人の認定を受けております。公益財団法人の認定は、当該団体が行う事業の公益性の高さを評価された結果であります。</p> <p>また、設立以来、佐倉市における国際相互理解や国際親善等の事業推進の一翼を担っていただいておりますことから、佐倉市にとって非常に有用で重要な団体であると認識しております。</p> <p>今後も活動を継続していただき、協力して佐倉市の国際化を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>佐倉商工会議所は、平成3年4月に「商工会議所法」に基づいて設立された特殊法人であり、市内商工業の振興を目的として、市内商工業者への経営・税務相談のほか、融資及び地域経済の活性化に資する事業を実施しています。会員数は、平成24年3月末現在1,701事業所となっています。公益性が認められ、市に係る事業について協働しており、財政援助は妥当であると考えますが、今後とも補助事業の意義・目的、事業内容、成果等について精査してまいります。</p> <p>(社)佐倉市社会福祉協議会は、市内の約42,300世帯(平成24.3.31現在)が会員となっており、多くの市民の皆様の参</p>	<p>無</p>
-----------	--	---	----------

		<p>加と協力を得て、市民を対象にして地域に密着した地域福祉推進事業を実施しています。</p> <p>今後、高齢者等が地域で安心して暮らし続けるためには、きめ細かな福祉サービスの提供や地域での支援が必要となりますが、そのためには身近な地域で活動しているボランティアの方や、地域に住む市民の皆様の参加と協力が必要と考えています。</p> <p>このため、ボランティアの方や地域住民の皆様の参加により実施される同協議会の地域福祉の推進に係る事業費とその人件費を補助し、地域福祉の充実、向上を図ろうとするものです。</p> <p>なお、人件費補助の対象となる同協議会の地域福祉推進事業は、施設利用など提供する福祉サービスに対してその対価を得るといったものではありません。</p> <p>同協議会の事業や市補助内容については、より多くの市民の皆様に理解していただけるよう分かりやすい広報に努めています。</p>	
13	<p>指定管理者制度では、事業者認定で単独団体しか参加せず、委員会では、競争原理が働いていないとの指摘。制度導入により市の財産、市民サービス、利用率の向上など実施以前と実施後の比較をしたデータを公開し、予算に貢献しているか数値で示されたい。</p>	<p>市民サービス、利用率なども含め、モニタリングにより定期的なチェックを行い、施設としての基準を満たしているかを判断していきたいと考えております。</p>	無
14	<p>レインボウプラザや西・南保健センターなどの公的施設には国際基金、シルバー、社協も入居。これらの家賃、その他経費はどう市の財政に貢献されていますか。市長が柱に挙げる公的財産の有効活用、財源確保に役立っているか明らかにされたい。</p>	<p>レインボープラザについて、家賃の収入はありません。なお、施設利用に係る光熱水費について、各施設の利用面積に応分の負担をしていただき、施設維持管理費の一部としています。</p> <p>西部・南部地域福祉センターは、建設時に同協議会事務所等の活動拠点を設置することを条件として千葉県から補助金を受けています。同協議会事務所等の設置に関する支援などを通じて、公共施設の有効な活用並びに、地域福祉の充実、向上に資する事業がより効果的に実施されているものと考えています。</p>	無
15	<p>節別歳出予算(総括)によると、委託料が59.2億円、工事請負費が24.1億円となっているが、これらの歳出予算の多くは入札を経て執行されるものである。とすれば、委託料、工事請負費の効率的な削減を図ると同時に、発注工事の質を確保する上で、入札制度の競争性を高め、良質な業者に落札せしめるような入札制度を確立することがきわめて重要である。</p> <p>この点からすると、平成23年度の入札結果に</p>	<p>競争入札での契約の相手方の決定方法は、公正性及び経済性の観点から、収入の原因となる契約では予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者、支払いの原因となる契約では最低の価格をもって入札した者を相手方とすることが原則です。</p> <p>例外として、低入札価格調査制度や最低制限価格制度がありますが、佐倉市で</p>	無

	<p>において、予定価格と落札価格の開きが3割を超える事例が35件もあったとは黙過できないだけでなく、「低入札調査基準価格」制度にもとづく調査を経てもなお、当初の落札価格に変更がなかったことも重大である。</p> <p>① 予定価格よりも、3割以上も低い価格で落札され、しかもその価格のままでも発注工事を支障なく施行できると行政がお墨付きを与えたのであれば、「予定価格」は割高に設定されていたことを自認したに等しい。担当部署は、この場合、予算の減額補正をするので、他に流用することはないというが、予定価格を合理的な水準に当初予算の段階で設定していれば、その分だけ圧縮できた歳出予算見合いの財源を他の財政需要に充てることができたのであるから、「減額補正」云々で予定価格が割高に設定されている実態を正当化することはできない。</p> <p>② もし、それでも担当部署が言うように予定価格(≒設計価格)は適正に設定されているとしたら、それよりも3割以上も低い価格で落札された事例が35件もあり、かつ、その落札価格が「低入札調査基準価格」制度を以ってしても改められない実態に問題があることになる。この場合は、有効に機能していない「低入札調査基準価格」制度を止め、(a)「最低制度価格制度」に戻すか、(b)現在、市が一部の競争入札に適用している総合評価方式を原則、すべての競争入札に適用すべきである。</p> <p>③ 現在、市は「予定価格」を事前公表しているが、平成20年3月31日付で総務省、国交省が連名で発出した通知で記されているように、原則、事後公表に改め、入札の適正な競争性を強化し、談合が容易に行われやすい土壌をなくすことによって、落札価格を抑制し、以って委託料、工事請負費の削減を図るべきである。</p>	<p>は、価格が安いことだけをもってその入札者を排除するのではなく、競争による利益の享受や企業努力の入札結果への反映などの観点から、入札者がその価格により、契約の内容に適合した履行が可能かどうかを調査したうえで落札者を決定する低入札価格調査制度を導入しております。</p> <p>なお、予定価格の作成にあたっては、国などが実施する全国的な規模での調査により設定される標準的な積算基準や地域別の労務単価、資材単価などをもとに積算することにより、当該価格の合理的な根拠や数値の妥当性が確保されるよう努めております。</p> <p>また、入札に関する不正行為の防止などの効果が期待できることから、原則としてすべての競争入札で予定価格を事前公表しておりますが、それにより全体的な落札率が高止まるなどの弊害は出ておりません。</p> <p>今後とも、入札制度に求められる透明性、公正性、競争性をより高い水準で確保できるよう制度の検討を進めてまいります。</p>	
16	<p>地域福祉推進団体助成事業</p> <p>この事業に係る予算として、市社協に対して、7つの補助事業に係る補助金が要求されているが、そのうちの約9000万円は市社協に対する人件費補助である。説明資料によれば、7つの補助事業に割り当てられる職員数が示され、計11名が7つの補助事業に充てられることになっている。しかし、市社協は、これら、①補助事業の他に、②独自事業、③指定管理者としての受託事業(3つの公的施設の管理運営事業)にも携わっている。</p> <p>とすれば、①に係る人件費補助の適正性を担保するため、市社協全体としての正規職員、嘱託職員か、①②③の各事業にどのように配置されているかを明確に区分し、経理にそれを反映させるべきである。</p>	<p>(社)佐倉市社会福祉協議会の職員人件費については、同協議会の決算報告書の中で、事業内容等に応じて、補助対象事業含む一般会計、指定管理者事業を含む公益事業会計、収益事業特別会計にそれぞれ明確に区分されています。</p> <p>なお、同協議会の職員人件費、職員数については、同協議会の事業報告書、決算報告書に記載されており、その概要は広報紙「社協さくら」12月1日号にも掲載されているところです。</p> <p>今後、同協議会のホームページや「社協さくら」への掲載、その公表方法についてさらに工夫するようにします。</p>	無

17	<p>指定管理者制度導入に関する意見</p> <p>公開説明会の折に配布された資料(55ページ)によると、「選定した事業者の提示した金額が実際に支払う委託料となり…」と記載されている。しかし、南部地域福祉センターの指定管理者候補者に選ばれた市社会福祉協議会について指定管理者審査委員会は「指定管理者として最低限やらなければいけないことをやるという印象をもった」と指摘するとともに、「経費縮減」について50点配点中34点という厳しい評価をしている。このような指定管理者が提示した金額については、提示に先立って、厳正なチェックをしたうえで支出すべき委託料を決定すべきである。</p>	<p>指定管理審査委員会は、申請のあった団体を審査するための審査会であって、事業者が提出した収支等について、明らかな錯誤を除き、経費節減を具体的に指導する権限はないものと考えております。</p>	無
18	<p>上記審査委員会は南部地域福祉センターの指定管理者候補者となった市社協の「人的能力」を100点配点につき、50点という、きわめて厳しい評価をしている。この点について、公開説明会の場で、市社協は何名の正規職員を南部地域福祉センターの管理運営事業に配置しているか質問したところ、資産管理経営室の答えは正規職員は配置せず、すべて嘱託職員で運営しているとのことだった。しかし、いやしくも市社協として指定管理事業者に指定されたとなれば、何名かの正規職員を配置するのが当然の責務である。そのうえで、市は市社協への人件費見合いの支出をする場合、助成事業、助成事業以外の独自事業、指定管理事業、それぞれへの職員配置数を明確に区別させるべきである。</p>	<p>南部地域福祉センターの運営については、平成25年4月から隣接する現・老人福祉センター部分を統合し指定管理者による管理運営が行われますが、運営に際しては業務主任担当者(施設長)として1名の正職員を配置することになっております。</p> <p>また、(社)佐倉市社会福祉協議会の職員配置・人件費につきましては、補助対象事業を含む一般会計、指定管理者事業を含む公益事業会計、収益事業特別会計にそれぞれ明確に区分されております。</p> <p>今後、同協議会のホームページや「社協さくら」への掲載、その公表方法についてさらに工夫するようにします。</p>	無
19	<p>本庁舎保全事業</p> <p>①当事業予算のうち、随意契約をつうじて執行される予算については、予定価格と落札価格(契約価格)それぞれを公表するよう求める。そのうえで、契約価格が予定価格を上回った場合は、その理由を積算内訳ごとに説明するよう求める。</p> <p>②今回の本庁舎保全事業は、建て替えではなく、改修であるため庁舎改築のために設定された基金を目的取崩しできないと説明されている。</p> <p>では、(イ)改修と建て替えを区別する根拠を明示してほしい。(ロ)本庁舎を改修で保全できたとすれば、当分、建て替えを必要としないとみなされるから、既存の基金を、どのように有効活用するのか、基金条例の規定を含め、至急、具体的な措置を講じるよう要望する。</p>	<p>①当該事業については、電算機器類の移設業務(機器類設置業者でなければ取り扱いができないため)の一部を除き、入札により執行することを考えております。</p> <p>②佐倉市庁舎建設基金については、当該基金の設置目的が庁舎建設費の財源に充てるためと定められていることから、改修での使用は認められないこととなっております。</p> <p>なお、議会議決により条例改正することは可能ですが、現在のところ改正することは考えておりません。</p>	無
20	<p>平成25年度固定資産土地評価業務委託の執行方法について</p> <p>前年度同様に随意契約するのですか、もしそうだとした場合について、お伺いします。</p> <p>平成24年7月24日に随意契約した内容を見ますと、予定価格の50万円超の6,825,000円で契約しています。競争入札においては、予定価格を上回ると無効又は失格となります。随意契約に</p>	<p>平成24年度固定資産土地評価業務委託については、予定価格の範囲内で契約を締結しております。</p> <p>随意契約に関しては、地方自治法施行令第167条の2に定める条項に該当した場合、随意契約によることができるとされており、当該業務委託についても適正に執行されているものと考えます。</p>	無

	<p>おいては、成立しますか、なぜそのような質問をするかについて、説明します。</p> <p>最近防衛省の装備品が、三菱電気と随意契約で、購入した物品が水増したために、水増した分の返還請求されていることは皆様もご存知だと思います。</p> <p>佐倉市におきましても、そのような事が起きる歯止めにもなればと思ひまして意見を述べさせていただきます。</p> <p>参考 同種の業務が他の自治体では、一般競争入札が執行されています。佐倉市においては出来ないでしょうか。</p>	<p>なお、他の自治体での状況につきましては、調べてまいります。</p>	
21	<p>一般競争入札において、1社のみ参加した件についてお伺いします。</p> <p>平成24年10月11日根郷小学校校舎耐力度調査業務委託において、1社のみ参加して、しかも予定価格の98.2%で落札しています、そこでお伺いします。</p> <p>1社では競争の原理が働かないと思われませんが、どうでしょうか？</p> <p>参考に県内の他の自治体において、平成24年12月中旬競争入札で、1社しか参加しなくて、入札が成立しませんでした。</p>	<p>一般競争入札は、公告により、事業の概要や入札参加資格を広く公表し、その事業に参加意欲のある者を募集する方式でありますので、決まった数の業者を指名する指名競争入札と異なり、参加資格を満たしている者は誰でも入札に参加することができます。</p> <p>このことから、入札参加者は、他に参加者がいるものとして参加しており、たとえ参加者が1者であったとしても入札における競争性は確保されていると考えております。</p> <p>これからも入札情報の幅広い周知を図るため、発注予定・入札公告を市のホームページで公表していくことに加えて、県内自治体で共同利用している「ちば電子調達システム」の入札情報サービスを活用し情報を発信するなどの取り組みを進めてまいります。</p>	無
22	<p>空き家対調査委託料2800万円(建築指導課)について、お伺いします。</p> <p>空き家調査はどういう方法で行いますか、と質問したところ、まだ決まっていない、これから考えるとの事でした。そこでお伺いします。</p> <p>佐倉市の予算要求は、仕様、作業方法も決まらず、要求するのですか、疑問です。</p> <p>空き家調査は、地域活性化の為に市内業者に、家屋調査の仕方の講習会等を開催し、市内業者限定の入札を執行して下さるよう要望します。</p>	<p>予算要求に当たっては、国土交通省の「空き家実態調査マニュアル」に則り、調査方法、調査項目を定め業務内容を積算し予算額を算定しております。</p> <p>また、入札に関しては、佐倉市の入札基準に則り発注を予定しております。</p>	無
23	<p>来年度予算は 来年度のため予算だけでなく現在の年金制度を支えて呉れている地域の後輩達への些やかな「贈物」としたいこと。具体的には将来の地域人口、税収逡減下の地域福祉、産業振興、街づくり等の構造的体質転換に 現行予算の一部を活用し 財政不足の地域の将来に役立てたいと云う考えである</p> <p>今年(1)近未来の諸元とその内容がおおよそ予測出来るようになって来た年で (2)また厳しいとは云えど将来の財政状況に比べ 格段の余裕があるので (+)プレ団塊の世代、++団塊の世代共々の生存時に)その税収を蓄えるか または構造的将来対応に遣い、備えるべきと思っている。</p>		無

<p>それは++団塊世代の逝去時 2042 年)迄は 財政逼迫の未来からすると財政的に余裕があり その観点から以下の対応を行うべきであると思っており、+2023 年(プレ団塊世代死亡時)～++2042 年それ以降 少子化 特に生産年齢層激減で財政逼迫状態になり 構造的抜本的対応は 何も出来ないと思っているからである。</p> <p>(A)地方分権化時代の下「都市間競争」の下 60 年後の地域消滅を防ぐ「都市経営」を行うべきであること。</p> <p>(B)上記中間期 2030 年以降の近未来を踏まえた長期地域経営計画応じた予算の配分、組織がなされる必要があり そしてそれは先憂行楽型の「選択と集中」のメリハリの効いたものである必要がある。それは北海道夕張市(財政再建団体)に準えるような ドラスチックな対応であると思っている。</p> <p>(C)何故なら下記の (1)地域人口減少 ⇒60 年後に「地域消滅」の恐れがあるからである。そして(当時は権限委譲は充分ではなかったが)「地方分権化」開始時期 2000 年時点に着手される必要があったこと</p> <p>備考:①この長期のデフレ不況 少子高齢化 政治の弱体化は 世界的傾向で 我国は 難度の高いその解決の実践先行者であり 今後欧州 米国 シンガポール 韓国 中国も経験せざるを得ないものであり 世界が未経験の事象であるから 長期に亘る試行錯誤でその解が求められるものであり、必要時に直ぐさま対策が採れるものではないことを良く認識しなければならない。</p> <p>②我が市の行政改革は 2000.4.1 の「地方分権化」に 6 年遅れ 2006.3.31 に始まっている。</p> <p>②それは多分に夕張市財政破綻に起因するものであった筈。(2006 年夏発覚 債権団体認可は 2007.3.6.)</p> <p>③プレ団塊の世代(1935-1946)団塊の世代(1947-1949)の年金支給を 65 歳とすると 1947.8 生まれは今年からで この 2 世代の退職金 年金は恵まれている。(また団塊世代の地域活動参画も 地域にとって大事であるが 佐倉市では無為無策 活用をしていないのも現状である。)</p> <p>2. *近未来事象と解決方向:</p> <p>(1)地域人口減少 少子高齢化(生産人口減少) 地域過疎化 地域消滅 60 年後地域人口ゼロ化を防ぎ地域を護り温存、存続させること。</p> <p>(2)生き残りを掛けた「都市間競争」結果の優勝劣敗化。地域はこの人口の移動=歩く投票を防ぐこと。地方自立経営時代に於いて 徐々に消えて行く筈の国の委任業務遂行体制 成り行き管理的体制では劣敗化は避けられない。</p> <p>(3)今後は正規雇用の減少⇒中間層の分解⇒下層化*貧困の連鎖化=生活保護受給者の増加(財政の圧迫)が財政上の大きな重荷になろう。</p> <p>(4)輸出産業向上の海外進出⇒国内雇用の減少</p>	
---	--

<p>海外雇用の増加⇒少ない雇用にあぶれた生活保護受給者の増加が 国内の大きな問題になろうし 財政上の大きな重荷になろう。</p> <p>(5)高齢者通増⇒福祉、医療費の通増は 財政上の大きな重荷になろう。</p> <p>(6)震災、気象温暖化対応の新しい事態対応の必要性:発生対応で無く 予防、未然対応の必要性も財政上の大きな重荷になろう。①千葉県大地震発生 30 年内発生確率 75.7%(千葉市) ②南海トラフ巨大地震発生 ③富士山噴火発生 ④大災害の多重、複合化、巨大化 ⑤熱帯化による気象変化=大雨竜巻等の頻発発生化 台風大型化 ⑥同熱帯性疫病発生 ⑤農作物被害の発生</p> <p>(7)下記都市システムズ、インフラの 人口減少下の補修、更新費増大:eg. ①長期に亘る原発廃炉化 ②トンネルを含む高速道路、橋梁等 ③公共施設の更新 スクラップ & ビルト化</p> <p>(8)地域過疎化、消滅時代の①都市再生計画 eg. 現状温存型 コンパクトシティ型か ②児童、高齢者等生活弱者を組込んだ「地域相互扶助方コミュニティ」の構築</p> <p>(9)低所得者時代の地域雇用の創出、促進、拡大化</p> <p>(10)医療費増大を回避する 健康増進活動</p> <p>(11)貧しいが豊かな人生の 生活の仕方の地域的変革実践 “slow Foods, slow Lives” 化普及</p> <p>(12)生活弱者、健康弱者の救済</p> <p>(13)①家庭、地域教育力の劣化に伴う ②児童の社会性不適合=人間性形成不足問題の地域に於ける改善の必要性増大⇒解決のシステムズ化の必要性。</p> <p>(14)①貧困の連鎖 ②学業のおちこぼ ⇒ 長じての生活保護受給増加(財政増大)防止目的の児童期の学力向上解決</p> <p>(15)公会計の改革:①以下の導入による単年度思考から ②年度を跨る事業と財政の事業把握 ⇒ 「貸借対照表等 財務 4 表の導入等複式簿記の導入による適正な管理と ②資産、債務の情報開示</p> <p>(16)①不況対策としての地域雇用創出、増進もあり ②また地域で得難い市民の実社会で培った能力のアウトソーシング的活用</p> <p>(17)あらゆる情報の開示</p> <p>(18)行政への市民の参加:市民を捲き込んだ行政の指標化、目標化と 実績評価 公開説明会評価:参加者としての評価と印象 第一部評価:下記第二部と室内環境が 同じようだが良くなく また質問者の指摘内容も この場では細かく過ぎ 時間も限られており聴衆人数も多く 内容的に今一步不足を感じた。市役所側は窓側を背にした明るさは 相対する市民側からすると遮光しないと眩しく 対話環境に難ありと思う。</p> <p>第二部評価: グループⅢ 産業、都市基盤:</p>	
--	--

<p>(1)先ず良かったこと:</p> <p>①前回に比べ室内を区切り 発砲シートで区切り 消音と暖房を双方満足させたこと。かかる対応は今まで配慮されていなかったが 担当者の工夫が見られ 当措置高く評価する。</p> <p>②市民質問、提案者側も 下記で追及方の質問を対話型に変え また回答者側の会社課長達とも若い時分からの知り合いで それぞれの課長の人柄もあり 何方かと云うと和気藹々の穏やかな話し合いになっていた様だ。</p> <p>(2)-1. 改善すべきこと(問題点)</p> <p>①個々の選択事業内容の議題としての適正性は果たしてあったか否かは 否めない。</p> <p>②討議事業は 必ずしも司掌部の現行主要課題点を抱える事業では無く 余り意義ある議題と本質的な議論に成り得ず 折角の討議が実のあるものとは成り難ったように思うし 無理に議論を進めるとどうしても 市民側は無駄や重箱の隅をつつくことになり 担当課も予算組成の適正性を護る形になり 対立、擁護型 市民も追求型になるので 議論の生産、有効性が薄い。</p> <p>(2)-2. 改善方向(解決提案)</p> <p>①市民参加の生産性を挙げるならば 担当課の担う主要事業の計画と予算組成の大きなものを扱うべきである。従って説明会時期も 来年度計画策定時期(当然予算決定時期になるが)計画を中心に考えるべきである。その元を辿れば 検討市民委員選定時期に 所謂何も考えていない「御用市民」を意図的に選ぶので無くして 知識のある真に佐倉市を考えている市民を選ぶべきであることが 先決と思う 出席者〇〇氏も似たようなことを述べていた。</p> <p>②当日の検討予算事業を選んで例を一、二採り上げるなら</p> <p>(i)農政課長の「6次産業化」でも農業だけでなく内水面漁業養殖(小生主宰 NPO 事業)等もあるし此処を重点的に論ずるべきであると思っている。</p> <p>(ii)産業振興課長の観光資源創出事業も10年一日でなく その他の観光事業案もあるので長年掛けて成果の出ない事業化に対して 別の観光アイデアを盛り込むべきと思っているし、本来ならば検討委員会で御用市民でない 本当に企画 構成力の市民委員を選んで検討すべきであることを強調したい</p> <p>(iii)全体的に言えることは 職員皆が本当に佐倉市を愛し企画力を培って来たなら 彼等の中からもっと相応しい企画が出てくるのでは無いだろうか。この点残念でならないし奮起を望む。矢張り自治体の担当者が頑張らなくては何も生まれず 前進しない。佐倉市を含む多くの自治体の企画力 実践性と 継続進展性不足は極めて残念である。</p> <p>今後人口逡減進展 地域解消 地場産業の振</p>	<p>選定基準については、ホームページにおいても掲載させていただきましたが、ホームページ上で事前に市民の方へのアンケートを行い、1. 市民が希望する事業を優先させました。また、2. 新規事業又は事業規模を拡大したもの 3. 金額の大きいもの 4. 市民生活への影響が大きいもの、又は、市民の皆様の関心が高いと思われるもの 5. 前年度までに説明をしていないもの 6. 市民の方のご意見を伺いたいもの を基準とし、ご参加される方の関心を幅広くカバーするため、分野別に偏りが無いよう配慮いたしました。</p> <p>また、説明会の実施内容にかかるご意見については、次回以降の参考とさせていただきます。</p> <p>その他お寄せいただいたご意見や叱咤激励についても、行政サービスの向上や持続可能な行財政運営にとって、多くの検討課題を提起していただいたものと受け止め、参考とさせていただきます。</p>
--	--

	<p>興等は 地方自治体職員のやる気と能力に掛かっている様に思うし 今後が本当に個人の能力の発揮の場で 自治体職員にとって 面白い能力発揮の場が生まれつつあると思っているが。</p> <p>(iv)村上 龍の「カンブリア宮殿」石川県羽咋市(ハクイ)の課長補佐 高野 誠鮮氏の手掛けた「神子原米(ミコハラマイ)」「神子の里」プロジェクトは 上記発言の恰好のモデルであると思っているが。</p> <p>(3)最後に 間も無く寿命の消えて行く者として 今後の佐倉市の運命を託す課長皆さん方に 故ステイブジョブ氏の大好きな言葉を送りたい。 "Stay hungry,stay foolish"</p> <p>(4)意見交換中 意図して余り喋らないで聞いていたが 一番充実して油の乗った皆さん方に下記の印象を受けた。皆大人過ぎるのであろう。辛口で申し訳無く 誤解であることを望む。</p> <p>①現状、将来に危機感無く ②構想力が見えず ③地域愛も見えず ④実践力も見えない様に感ずる。 ⑤Foolish であることを避けた ⑥能吏に徹底しているような気がする。</p> <p>本当は今後が 誰も出来ないことが出来る一番能力の発揮出来る(その代わり反発と酷評価が待っている危険性は強いが)一番能力を発揮出来る面白い時代に移っていると思うのだが。(分を弁えぬ発言お許し下さい。)以上</p>		
24	<p>当初予算公開説明会の説明対象事業一覧について</p> <p>公開説明会対象事業(36 項目、4,074 百万円＝当初予算要求総額の 5.2%)の選定理由を説明下さい。併せてこれらの事業につき、下記 2.(3) 項と同様の記載事項を提示下さい。</p>	<p>選定基準については、ホームページにおいても掲載させていただきましたが、ホームページ上で事前に市民の方へのアンケートを行い、1. 市民が希望する事業を優先させました。また、2. 新規事業又は事業規模を拡大したもの 3. 金額の大きいもの 4. 市民生活への影響が大きいもの、又は、市民の皆様の高関心が高いと思われるもの 5. 前年度までに説明をしていないもの 6. 市民の方のご意見を伺いたいもの を基準とし、ご参加される方の関心を幅広くカバーするため、分野別に偏りがないよう配慮いたしました。</p> <p>なお、提示をご要望されている内容につきましては、説明会当日に配布いたしました資料に代えさせていただきます。</p>	無
25	<p>当初予算総括(一般会計)について</p> <p>(1)新規事業および継続事業の総事業数と総予算額を区分して提示下さい。</p> <p>(2)また、新規事業の中で市民の要求により追加された事業を仕分けて下さい。</p> <p>(3)大型事業(5,000 万円以上)の概略仕様・予算額・積算内訳(節別の数量・金額)を提示下さい</p> <p>(4)継続事業における各事業の全体概略仕様・実績累計総額・完成見通し総額・進捗率・完成時期・投資評価を提示下さい。</p> <p>(5)継続事業がもたらす弊害点(既得権・偏見性・不公平性・・・)と対応策を説明下さい。</p>	<p>(1)平成 24 年度予算(補正を含む)以前に予算計上されていて、かつ平成 25 年度に予算計上されている事業数(継続事業)は 594、金額は約 421 億円、それ以外の事業数(新規事業)は 31、金額は約 2 億円となります。</p> <p>(2)新規事業を立ち上げる際には、一部の事業(施設の改修工事など)を除き、広義な意味において、何らかの形で市民から要望があったものを具現化していると考えております。</p> <p>(3)～(4)については、参考資料の提示をご要望されているものと拝見いたしますが、今後の検討課題とさせていただきます、提示</p>	無

		<p>可能なものがございましたら、予算編成の過程においてホームページ等において掲載させていただきます。</p> <p>(5) 長年にわたり継続的に行っている事業においては、社会経済状況の変化に伴い、見直しが必要な場合もありますので、行政評価を実施するなかで、目的、効果などの検証をし、その結果をお知らせしてまいります。</p>	
26	<p>職員総人件費(約73億円)について</p> <p>(1)業務要素別に上位10傑の使途を提示下さい(金額 or 作業時間にて)。</p> <p>(2)不可の場合には、特定した業務要素として、計画立案、事業遂行、議会対応、市民窓口対応、会議・委員会、教育研修、出張(日帰り・宿泊)、慶弔式典、健康管理、市長特命事項に区分して提示下さい。</p>	<p>平成25年度当初予算案において、最終的に計上した一般職職員の人件費を予算科目別で上位10番目までを並べると次の通りとなります。()は職員数</p> <p>①総務関係(204人) 1,694,531千円 ②保育園関係(110人) 715,951千円 ③税務関係(66人) 474,360千円 ④道路橋梁関係(56人) 437,530千円 ⑤都市計画関係(42人) 340,506千円 ⑥社会福祉関係(45人) 334,067千円 ⑦教育委員会事務局(41人) 328,366千円 ⑧保健衛生関係(45人) 316,685千円 ⑨児童福祉関係(36人) 270,028千円 ⑩公民館(28人) 210,919千円</p>	無
27	<p>本年度当初予算対象事業におけるコスト削減実効策上位10傑の事例を提示下さい。</p>	<p>平成25年度当初予算案において、継続事業について内容を大きく見直した主な事業としては、「交通不便地域対策事業」において約2,900万円の減、「敬老祝金支給事業」において約3,500万円の減が挙げられます。</p>	無
28	<p>市庁舎保全事業について</p> <p>現市庁舎の改築計画に当たり現行規模のままでの改築ありきではなく、行政機能の離合集散、IT機能の有効活用、生徒数減少に伴う学校統合、執務場所の統廃合などにより、既存の諸施設を流用することを多面的に検討されましたか。その事例を提示下さい。</p>	<p>平成25年度当初予算の本庁舎保全事業は、現庁舎の耐震改修費用です。</p> <p>なお、庁舎の整備につきましては、改修及び改築の両面から、早急な安全性確保を第一に、財政状況を考慮したコスト、今後の全市有財産の将来コスト等、多面的に検討を行っております。</p>	無
29	<p>本年度当初予算執行により市民にもたらす予想便益(財政の生産性と効果の視点から)を定量的(可能な限り)に説明下さい。</p>	<p>佐倉市総合計画に基づく実施計画において、事業単位で計画目標を数値化しており、公表しております</p>	無
30	<p>事業の契約形態について</p> <p>外部委託する事業において、例外的な随意契約を除き競争入札が主流で履行されていますが、事業の性格、入札資料準備度、工期、技術難易度、予算額などの諸事情により必ずしも競争入札が最適とは限りません。契約は発注者と受注者の双方において最小リスクになる様な形態が望ましいのであって、一方が不利になることは避けるべきです。よって、計画事業の諸事情を勘案して的確な契約形態を選択すべきと考えますが、実態を説明下さい。以上</p>	<p>市が契約する売買、賃借、請負その他契約では、機会均等の理念に基づき、公正性及び経済性を維持することが不可欠であることから、一般競争入札により相手方を決定することが原則であります。例外として地方自治法施行令第167条の2の規定に該当する場合に限り、随意契約で契約することができることとなっております。</p> <p>委託業務につきましても、引き続き一般競争入札による発注を原則とする中で、事業の目的や性質などからの必要性が認められ、地方自治法施行令の要件に適合する場合には随意契約により発注してまいります。</p>	無

31	<p>(仮)西部自然公園の土地代金は、記憶によれば「緑の銀行」または「緑の基金」だったと記憶しています。残高の資料のどの項目なのでしょう？もし、残高の資料に含まれていないとすれば、そのような「基金」ではないが、所持している項目別の金額はどうなっているのでしょうか？</p>	<p>(仮称)佐倉西部自然公園の用地取得費は、緑環境基金より取崩し、残金については、佐倉市みどりのまちづくり基金(旧緑環境基金)に積立ていたしました。平成23年度末現在の残高は、269,830,511円となっております。</p>	無
32	<p>会場で質問しました、節別報酬+給料(H23年度決算)と当初予算H25年度(H24年度も含む)の該当項目は、そのまま比較ができないという説明でした。帰宅し、23年度予算説明会の資料を見ましたが、残念ながら節別の資料はありませんでしたのでH23年度の予算と決算の比較ができませんでした。来年の説明会の時にはぜひとも、節別の比較ができるよう予算と決算の比較表の作成をお願いします。</p>	<p>説明会及び意見募集にかかる掲載資料への要望事項につきましては、寄せられたご意見をとりまとめ、来年度の検討課題とさせていただきます。</p>	無
33	<p>この十年くらいの公務員バッシングには違和感を持っています。キャリアの国家公務員の退職後の恵まれた生活は、私の複数の友人がそうなので非常に問題だと考えていますが、一般の市職員の殆んどはそうした優雅な生活とは無縁だと思っています。国家公務員は今年法的に問題のある2年間の時限立法で一律7.8%の減給となりました。この法律は自公が野党の時民主と協議の上可決したものですから、今後地方公務員にも波及する可能性が大です。もし佐倉市も右へ倣いになると職員の士気がますます下がる可能性があります。少しでも彼らへの影響が少なくなるよう、例えば特別職の報酬の削減、期末手当の返上などの策をとることができないでしょうか。</p>	<p>国が財政事情や震災復興財源のため、国家公務員給与を既に平均7.8%、2年間を減額しているから、地方公務員も同調するようにとの国の要請、一方的に地方交付税を削減する措置については、説得力に欠けるものであります。</p> <p>地方交付税の減額と地方の職員の給与を時限的に減額することは別の問題であります。地方交付税を減額するのは国の都合で行うものであって、地方交付税の減額分を地方がどのように調達するか、あるいはどのように対処するかは地方の判断により行うものです。</p> <p>なお、特別職の給料や期末手当の削減のご意見がありましたが、この削減が職員の士気の低下を防ぐ要素とはなりえるものではございません。数人の特別職の給料等を削減したからといって、職員(約1,000人)の給与に影響するものではございません。</p>	無
34	<p>社会福祉協議会に関する企画制作部長の答弁について。社会福祉法の109条を読むと、社会福祉協議会は福祉の事業者で構成される団体であり、比喩的に言えば、福祉事業版の商工会議所と言えます。会場で女性の方が、社会福祉協議会+観光協会+商工会議所への人件費補助が多額であり、問題が大きいと指摘していましたが、まさにその通りだと思います(特に社会福祉協議会は9000万円と巨額)。商工会議所は商工会議法で事業の内容や運営が書かれています。本来であれば、会員の加入金、年会費などで運営をまかなうものであり、彼らの資金獲得の一助として日商簿記検定を行えるようになっていきます。こうしたことを踏まえると、社会福祉協議会も事業者の組織体なものですから、福祉事業者である会員の加入金や年会費で運営をするのが法律的な筋だといえます。福祉は儲けることが目的でないとしたら、市内にたくさんある障害者福祉の団体なども所謂「社協さくら」のように市から</p>	<p>(社)佐倉市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体として社会福祉法に規定されています。</p> <p>同協議会には社会福祉事業者だけではなく、ボランティアの方など地域福祉活動を行っている市民の方が会員として、約42,300世帯(平成24.3.31現在)参加しています。</p> <p>地域福祉活動に関心を持ち、同協議会の活動に賛同していただいた会員の方にも参加、協力していただきながら、地域ぐるみによって地域福祉を推進していくとするものです。</p> <p>市では、市民の皆様の参加と協力により地域福祉の充実、向上を図るという観点等から、同協議会の地域福祉推進事業に係る人件費を補助しているものです。</p>	無

	<p>多額の人件費補助を受取るべきなのではないでしょうか？企画部長の答弁は、残念ながら法 109 条の内容とも一致しませんし、公正・公平の原則にも一致しないと考えます。</p> <p>以上</p>		
35	<p>地域福祉推進団体助成事業：</p> <p>ここで取上げられているのは「佐倉市社会福祉協議会」で、あたかも当該団体のみが佐倉市に存在し、それに助成するような事業となっています。これは資料(17 頁)の参考にある「社会福祉法」第 109 条の条文の定義と大きく異なっています。社会福祉協議会は条文によれば、福祉事業者の団体で、いわば社会福祉事業者の商工会議所のようなものといえます。今日佐倉市には当該団体以外に数多くの福祉事業者などが存在しており、彼らを含めて社会福祉協議会が構成されています。ところが、「佐倉市社会福祉協議会」を除けば、福祉事業者の誰もがこれだけ巨額の人件費補助を受けていません(人件費補助という項目すらないのでは)。これでは行政自身が法の下での平等ならぬ不平等を推進する事業になっていると言われても仕方がないのではないでしょうか。</p> <p>佐倉市は多くの市民の反対にも関わらず、保育行政まで指定管理業者に任せることにしました。次世代を担う大事な子供たちに対してそのようなことをするので、当該団体に年間 9000 万円もの人件費補助をするのは本当に不思議です。</p>	<p>(社)佐倉市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定されている地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業者だけでなくボランティア活動をはじめとする地域福祉活動を行っている市民の方が、会員として約42,300世帯(平成 24.3.31 現在)参加している民間団体です。</p> <p>地域の福祉活動に関心を持ち、同協議会の活動に賛同していただいた会員の方にも地域福祉活動に参加していただきながら、地域ぐるみによって地域福祉を推進していこうとするものです。</p> <p>市では、市民の皆様への参加と協力により地域福祉の充実、向上を図るという観点等から、同協議会の地域福祉推進事業に係る人件費を補助しているものです。</p> <p>なお、人件費補助の対象となる同協議会の地域福祉推進事業は、施設利用など提供する福祉サービスに対してその対価を得るというものではありません。</p>	無
36	<p>成年後見支援センター事業：</p> <p>こうした事業をわざわざ「佐倉市社会福祉協議会」へ丸投げすると言うのは、屋上屋を重ねることになり、金を中間業者に落とすというビジネスモデルの典型です。委託料の内容を見ても、中間業者を必要とするようなものではありません。</p> <p>(1)の賃金(司法書士等専門職による相談窓口の設置)、(2)の報奨費(センター運営委員、市民後見人養成講座等経費)のいずれの項目も「佐倉市社会福祉協議会」がそれらの専門職でないのですから、彼らもこうした人を雇い、相談窓口を開き、養成講座を持つということです。このような市民から見ると何の便益も生まない、ただ金を落とすというようなやり方ではなく、市が直接行い、通信などの事務で人手が足りなければ、臨時に人を雇えばコスト削減が可能なのではありませんか？</p> <p>もう一つ大きな問題は、このような組織にどこまで守秘義務を負わせることができるのでしょうか(参考欄には2件成年後見人を受任していると書いています)。裁判所、警察を含め、民間、公務員を問わず、顧客データを紛失したり、売買したりしています。世界でも名だたる有名な会社で同様の事件が頻繁に起きています。事件が発生した時は誰が責任を取ってくれるのでしょうか？</p>	<p>成年後見支援センター事業は、成年後見制度の広報や成年後見人申立手続の支援、さらには成年後見制度に関する幅広い相談に対応したいと考えています。</p> <p>成年後見人の申立て手続き等の相談や支援については、開館時間内に随時、社会福祉士の資格を持つ正職員が対応し、司法書士等の法律専門職による相談については定期的な実施となる予定です。</p> <p>(社)佐倉市社会福祉協議会は、(社)千葉県社会福祉協議会から成年後見制度に至らない段階の判断能力が十分でない方を支援する日常生活自立支援事業を受託し、また千葉家庭裁判所から法人として成年後見人を受任している実績があることから、成年後見支援センター事業の委託先として選定する予定です。</p> <p>なお、個人情報の管理をはじめとして適切な事業運営が行われるよう、随時、市が指導、監督していきます。</p>	無

37	<p>高齢者安心キット給付事業: いろいろ考えて新規事業として取上げたのだと推察します。金額の多寡より、本当に使ってくれるのでしょうか？現代社会はリスクヘッジを考慮して生活せざるを得ません。それ故、預金通帳も判子とは別々に保管するし、ATMカードとも別々に保管するようアドバイスされています。</p> <p>次に気になるのは、どのように利用者が保管するかです。緊急のケースを考えると人目につくところに置かざるを得ないし、人目につくところに保管すると個人情報漏洩する危険性が大です。そうした危険性も考慮して、配布時に注意をお願いします。</p> <p>以上</p>	<p>一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する状況の中、地域での共助の仕組みづくりを推進する必要があります。</p> <p>救急医療キットは、地域におけるコミュニケーションを図るための一つの手段として、ご活用いただければと考えております。</p> <p>なお、個人情報については、配慮してまいります。</p>	無
38	<p>議会インターネット中継事業</p> <p>長年意見を述べてきた事業がようやく陽の目を見るようになりうれしく思います。せっかく事業化するので、もう一歩進んで、この事業を若い人の起業へのきっかけにしてほしいのです。市が従来空き店舗用事業とかを行っても、殆んど成功しませんでした。つまりハードのみあってもビジネスはできないのです。市の職員の方は、行政マンとして税金を如何に使うかということが出発点ですが、起業をする人はどのようなビジネスをして金を回すかということが出発点です。その意味からも、このようなビジネスは巨額な初期投資を必要としませんから、若い年齢層の人たちでもビジネス化が可能で(私としては産業振興と協力してほしいと考えています)。入札を行う時に、是非コンペティションの概念を利用してほしいものです(海外では普遍的です)。</p>	<p>『議会インターネット中継事業』につきましては、会議中継を視聴する機会を拡充し、議会活動に関する情報入手を容易にすることで、市民の皆様の市政に対する関心と理解を高めようとするものでございます。</p> <p>市といたしましては、新事業の実施にあたり、その導入目的が十分達成できるよう、設計等に配慮していきたくと考えております。</p> <p>また、頂戴いたしましたご意見につきましては、契約形態に関わるご指摘と認識いたしました。先に述べさせていただきました導入目的の達成を第一とし、ご指摘頂きましたご対応が出来るか、否かを含め、関係各課において協議してまいりたいと考えております。</p>	無
39	<p>記録用映像空撮事業</p> <p>空から見た市内の経年変化の記録をとるといいますが、何年おき(5年とか10年とか)といったことが決められているのでしょうか？</p> <p>また一般市民が映像を見ることが可能なのでしょうか？例えば図書館で見られるとか。コピーはできないとか。</p> <p>それとも先に作って利用の条件は後で考えるとか。</p>	<p>空撮を何年おきにするという記録期間の規定はありませんが、期間を置いて定期的に行っております。</p> <p>近年ですと平成19年度、平成15年度、平成12年度に行っていることから、およそ3年から5年に一度のペースで実施しています。</p> <p>また、撮影した空撮映像・画像は、広報番組にて空撮を用いた特集を組んだり、必要に応じて番組の中にインサート映像として利用いたします。</p> <p>その他、広報紙をはじめとした市の刊行物で施設の説明などにも利用いたします。</p> <p>広報番組は市内のCATVにて放送するほか、DVDを図書館(志津・佐倉南)や各公民館、コミュニティセンターにも配架しており、自由に閲覧することが可能です。</p>	無
40	<p>住民情報システム再構築事業</p> <p>うろ覚えで申し訳ありませんが、毎年予算の事業別概要書を見ていて気がつくのは、システム関連の費用が何億円かにのぼり、馬鹿にならない金額になります。この事業も約1億7千万円で</p>	<p>ご意見として、国等への要望事項の参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>す。事業の中身を見ると、国関連項目が大きいように見えます。このような事業は国が補助金を出すべきではないのでしょうか(それも私たちの税金ですが)。とても理不尽な気がします。</p>		
41	<p>本庁者保全事業 この事業に関しては2つ質問があります。その一は、財源に地方債を約2億4千万円強充てていることです。今回の基金一覧を見ると庁舎建設基金で約52億円あります。この基金はもともと庁舎のためにあるのですから、ここから充当して、その分市債約2億4千万円を返還したほうが、公債費負担比率の改善と地方債現在高が減少し、将来の財政内容改善に寄与するはずですが。</p> <p>二つ目は、議会でかなりやりとりがあった随意契約の影響がこの事業にもあるかどうかということです。黒川設計事務所が設計したのは全部の建物ではないでしょう。これ以下は要望ですが、3億円強の工事請負費は、できるだけ市内・準市内業者が競争入札に参加できるように資格審査の条件を工夫できないのか。もし、特定の資格が必要ならば、商工会議所や業界団体を通じて事前に彼らに通知し、資格取得を促せないものでしょうか。</p>	<p>佐倉市庁舎建設基金については、当該基金の設置目的が庁舎建設費の財源に充てるためと定められていることから、改修での使用は認められておりません。</p> <p>庁舎は構造別に分けると11棟ございますが、このうち1号館を含む6棟が黒川紀章建設都市設計事務所の設計となります。</p> <p>工事の発注につきましては、工事の種類や規模、難易度などを勘案して参加条件を検討してまいります。</p>	無
42	<p>指定管理者制度導入事業 今や佐倉市の多くの施設が指定管理業者によって運営されています。いつも冗談で友人と話していますが、税金を徴収しておきながら、指定管理業者にどんどん仕事を委託するくらいであれば、市長の業務を含めて全部指定管理業者に委託したらどうだろうか。実際に米国では複数の自治体でそうしたことが行われ、コストが大幅に削減できたと『ショック・ドクトリン』に書かれています。</p> <p>所謂行財政改革の一環としてこの制度が導入されてから、時を経るに従い、佐倉市のあらゆる地域で地場産業が衰退し、商店街が目に見えて衰退しています。</p> <p>コスト削減をめざした制度なのでしょうが、それにつれて商工業者関連の市税も減少しているのではないのでしょうか？統計的に両者がトレードオフの関係にあると証明することは困難ですが、この制度が「街づくり」にほとんど役立っていないことだけは明白です。指定管理制度をどうしても行うのであるならば、最低でも「街づくり」という観点をもって評価・運営をして欲しいものです。</p>	<p>指定管理者の評価にあたっては、まずは施設の設置目的に寄与しているかどうかという点で、評価をしていくべきと考えております。</p>	無
43	<p>防災施設整備事業 この事業では支出項目がおかしいのではないかと述べています。それは防災ラジオ5000台の購入です。何せ全体予算4,800万円のうち3,100万円を占めます。もしこのラジオが市内行政機関への防災無線の代わりだとすると、防災行政無線施設(1,500万円)を増やすほうに予算を回すべきではないでしょうか？</p> <p>また、このラジオが通常のラジオと同様で、周波数も同じであるならば、それこそ購入の必要性</p>	<p>はじめに、防災行政無線施設につきましては、外部スピーカーから音声により伝達するシステムであることから、交通量が激しい、山に面しているなど、設置場所の条件により音声の届く範囲も限られます。</p> <p>また、雨が降っている夜間、雨戸を閉めている状況の家の中では全く聞こえないこととなります。</p> <p>現在、各自治会・町内会等からの要望に基づき設置を進めておりますが、聞こえ</p>	無

<p>はありません。 それより大事なものは、ソフト面です。昨年の予算だったと思いますが、Cablenet296に災害時FM放送の事業を予算化しました(もし記憶違いであれば申し訳ありません)。FM波ですから一般家庭のラジオ受信機で受信できるはずですが、問題は、災害時のみ放送では誰もどの周波数が分かりません。本来であれば、地域FM局を立ち上げ常時運営するかどうかの検討をすべきだったと思います(その場合はコンペティションで事業者を決めて欲しいものです)。以上</p>	<p>ないといったご意見をいただく一方、無線スピーカー近隣の方からは、うるさいなどの音に対する苦情等をいただいているのも事実でございます。</p> <p>このように、無線施設の設置につきましては、設置場所近隣の皆様のご理解・ご協力がなければ難しいものであります。</p> <p>この防災行政無線施設で市域全域を網羅するためには、約180基の整備が必要となりますが、現在は99基(約55%)の整備状況となっております。</p> <p>また、1基当たりの設置費用は約500万円かかりますが、設置場所や費用の問題もあり、すべての要望に対応はできていない状況であります。</p> <p>市では、今後とも災害時をはじめとする市からの情報につきましては、屋内外を問わず広く市民の皆様にお伝えするよう、防災行政無線スピーカー施設をはじめとする様々な伝達手段の拡充に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>次に防災ラジオでございますが、このラジオは、一般のラジオでは聴くことのできない防災行政無線の周波数での情報を受信できる専用の端末であり、通常的一般ラジオ放送を受信中であっても、防災行政無線からの情報を受信した場合には、一般放送を遮断し、防災行政無線からの情報を優先に聞くことができるシステムとなっております。</p> <p>市では、今年度、この防災ラジオを導入し、自治会・町内会等、自主防災組織、また、市の出先機関、消防・警察、駅等の交通機関等に配布を行いました。</p> <p>これは、現在、防災行政無線が市域全域を網羅できていないことから、無線施設を補完し、災害時をはじめとする市からの様々な行政情報を入手する手段の一助としてご利用いただくとともに、電波の受信状況等の把握を目的に試験導入したものでございます。</p> <p>配布をした方々には、半年程度のご利用をいただいたのち、防災ラジオに関するアンケート調査を実施させていただき、今後の配布先の拡大を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、災害発生時における初期行動が、各自治会・町内会等の大きな組織単位ではなく、向こう3軒両隣といった、身近なコミュニティの活動から始まりますことから、今後、自治会・町内会等の班レベルまでの防災ラジオの普及を考え、平成25年度当初予算に5,000台の要求をしたものでございます。</p>
--	--

		<p>次に、災害時臨時FM局でございますが、これは災害時に総務省から、臨時に開局の許可をいただき、割り当てられた周波数により開局するFM局であり、一般家庭のラジオの他にカーラジオなどでの情報収集が出来るなど、東日本大震災においても有効な情報伝達手段として評価されております。</p> <p>このように、市では、災害発生時から復興に至るまで、防災行政無線や防災ラジオ等に加え、当臨時FMなどの様々な伝達手段を活用し市民の皆様への情報伝達に努めてまいります。</p> <p>なお、開局の許可を得た場合の周波数の周知につきましては、防災行政無線や防災ラジオ、メール配信、防災ツイッター、ケーブルテレビデータ放送、市の広報車等、様々な手段を活用いたしまして周知してまいります。</p> <p>今後とも、市の防災行政に対しまして、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	
44	<p>6次産業化事業</p> <p>かなり苦労して考え出した事業と推察します。会場でも指摘しましたが、6次産業などというのは単なるキャッチフレーズで、目先を少し変えたいという願望だと言えます。</p> <p>先進地視察を否定はしませんが、あまり役に立つと期待しない方が宜しいでしょう。それより、従来からある市内の農業者組合による小さな直売所はなぜあまり巧く運営されていないかをきちんと検討したほうがより実践的な回答が出ると思います。</p> <p>私見ですが、直売所ロケーションも問題ですが、市内の小さな直売所では供給に問題があり、販売している種類、数量が限られます。その結果毎日営業しないところもあります。つまり、そこへ行っても地場で供給できるものに限られ、それ以外の農産物は別のところに行くということになります。余程新鮮で価格競争力があるのなら別ですが、八百屋やスーパーと競争するのは大変でしょう。彼らが連合して(協同組合本来の姿ですが)、地場農水産物の供給上の問題点を解決する必要があるのではないのでしょうか。この場合、消費者を含めた検討会を開ければ、ある程度の方向性が生まれてくるのではないのでしょうか？市内の消費者が顧客の主体でしょうか。しかもかなりの人が旅行で、各地の「道の駅」を含むさまざまな直売所を体験してきているのが現実です。</p> <p>負担金及び交付金の項目を見るとかなり具体的な農産物加工と関連施設が書かれていますが、マクロ的に見て、佐倉市にそうしたことが可能</p>	<p>6次産業化事業につきましては、地域の特性を生かした農林水産物を素材として、新たな加工・流通・販売をするものであり、ビジネス化として展開し、農林水産業者の所得の増大に繋がるよう支援するものです。</p>	無

	<p>などのような農産物があるのでしょうか？山芋やピーナツ以外に頭に浮かびませんが、それ以外に単体でビジネス化できるほどの農産物があるのでしょうか？もしないのであれば、まずここは一步下がって、複数の農産物で加工・販売できる商品を、消費者を含め考案したら如何でしょう。何もこうしたことは単年度で全て片付くものではありませんから。</p>		
45	<p>観光施設整備事業・観光資源創出事業 この事業も苦勞のあとが偲ばれるものです。会場で指摘しましたが、創出事業の備品見積もりが高すぎるのではないかということをお忘れなきようお願いいたします。</p> <p>産業振興の一つの柱として観光という大概念を置き、その下位概念として印旛沼周辺観光を考えるなら、ふるさと広場・印旛沼・遊歩道・草笛の丘・サンセットヒルズ・野鳥の森がその範疇に入ると思います。ところが、歩くにしても自転車にしても印旛沼遊歩道と野鳥の森の間には柵があるため直接回遊することができません。恐らく水資源公団との調整が必要なのですが、そうした回遊性を担保する協議を提案します。回遊性が担保されたら、次に印旛沼周辺観光の内容を検討し、ハード面の整備、ソフト面の実施・充実化を図るべくマスタープランを作成する。</p> <p>ある参加者は江原台に駅を設置することがよいのではないかと発言しましたが、佐倉市だけの意向ではできないので難しいと思いますが(以前の都市マスタープランでは記載されていた)、可能ならば追加するという条件で考えればよいと思います。</p>	<p>佐倉ふるさと広場とその周辺における観光振興については、観光拠点としての基盤整備や回遊性向上のための整備、観光イベント等の内容について見直しを行うとともに、関係団体等とも十分協議してまいります。マスタープランにつきましては、市の実施計画等への位置づけに向けて、同地区の特長を活かした観光振興及び活性化等のあり方等について検討してまいります。</p> <p>なお、観光資源創出事業の備品等の予算見積りについては、適切な見積額の予算計上に努めてまいります。</p>	無
46	<p>岩名運動公園拡張整備事業 当日 H25 年度には完成するというので、建設に関わる税金がこれ以上でないことを知りほっとしています(私はもともと建設に反対していました)。</p> <p>ある参加者は建設費や維持費等をカバーできるような利用料の設定がいいのではという発言がありました。それならば私企業が建設・運営を行えばよいことになり、問題が出てくると思います。当然この施設の利用がタダでは困りますが、多くの人が利用可能なできるだけ定額の料金設定になるべきかと思えます。</p> <p>会場でも述べましたが、ハードは完成したが、利用者がいないというのが一番問題になります。公園緑地課が施設運営の責任主体になるのではないと考えますが、その点を担当部門にしっかり伝達してください。利用促進及び広報の一環として、こけら落しの時には何らかの競技を行い、人を集めるのが望ましいと考えます。完成の時期は、高校サッカー、ラグビーもシーズンが終わっている。何か考えてもらいたいと思います。順天堂大学と協定を結んでいるというのであれば、大学サッカー又はラグビーの友好試合とか(これ以外のスポーツでこの施設が使えるものな</p>	<p>岩名運動公園拡張整備事業につきましては、当初計画より遅れておりますが、今年度予定工事の防球ネットやシャワー室・トイレ建物工事等については、順調に進めております。今後は早期に市民へ解放できるように努めてまいります。</p> <p>料金設定は、条例改正が伴いますので、法令に従い適正価格で設定いたします。</p> <p>完成後については、地域コミュニティの形成や世代間交流など、スポーツを通じた市民相互の交流を促進してまいります。</p> <p>グラウンドの表層材(人工芝)は、公益財団法人日本サッカー協会等の基準等に則り、安全・安心できる表層材(人工芝)を使用してまいります。</p>	無

	<p>らどれでもよい)。</p> <p>最後に、人工芝についての懸念があります。プロ野球で人工芝が導入された時、障害が結構ありました。その後工夫があったのでしょうか、多くの球場に広がりました。ところで世界のサッカー場を見ると、欧州、中南米ともに人工芝はないようです。サッカーのような足技で地面に接触することが多いスポーツにも問題ないのでしょうか。問題が少ないにしても、それにより市側が訴えられることのないようにしておいてもらいたいものです。善意の施設で訴えられると、何のために建設したのかわからなくなりますので。</p>		
47	<p>住生活基本計画策定事業</p> <p>予算額 2,500 万円のうち委託料が 2,400 万円。多くの参加者からどのような内容の調査をするのか質問ができました。そこでいくつか内容を区切って、再度質問と提案をしたいと思います。</p> <p>第一に、どのように空き家を定義し、調査するのか。周知のように不動産は権利関係が複雑で特に要注意ですから。調査項目は例えば、空撮された市内家屋情報がベースであるとか調査項目は面積などの属地情報＋所有者などの属人情報とか。</p> <p>第二に、どのような人々が調査をするのか。例えば土地家屋調査士のような資格者か、どこかのコンサルティング会社か(いずれの人も属人情報はかなり大変なものがある)。もし不動産関係の資格が不要だとしたら、会場からさまざまな提案を考慮したらどうでしょう。一つは、自治会に有償で期限を切って依頼する。もう一つは市内の不動産業者に有償で期限を切って依頼する。更に、調査をするのが誰でもよいなら、失業者雇用対策の一環として調査を実施する。または働き口がなくて生活保護を受けている人々に調査を依頼するなどなど。短期間で調査をしなければならぬのですから、会場での提案の幾つかは実現性があると思いますし、大幅なコスト削減になると考えます。</p> <p>第三に、このような資料は、できて何年もしないうちにまた調査する必要が出てきます。何年くらいの間隔を見込んでいるのでしょうか。その目安となる基準はまたは資料は何なのでしょう？たとえば総務省の住宅土地統計が出る度とか。</p> <p>最後に、空き家の利活用が目的となっていますが、複数の活用の具体策が出て、その場限りのアイディア的なものでは困ります。民法上の問題をクリアーにし、持続可能であり、空き家の減少を実現できるものであるべきです。</p>	<p>第一</p> <p>空き家の定義につきましては、総務省統計局が実施している「住宅土地統計調査」における定義に準拠します。</p> <p>第二</p> <p>発注は、佐倉市入札基準に則り一般競争入札を考えておりますので、実態調査は受注したコンサルタント業者が行う予定です。</p> <p>空き家調査は、住生活基本計画を作成する上で、空き家対策に対する具体的な施策を検討するための基礎資料とするため、実態調査や所有者へのアンケート調査を実施します。</p> <p>その調査内容の分析を行い、将来、空き家となりうる物件に対しての施策の検討、空き家となってしまっている物件の利活用施策を検討するための資料を作成することを目的にします。</p> <p>ご提案の緊急雇用促進事業を一部利用することは可能と思われまますので、発注までに検討してまいりたいと思います。</p> <p>第三</p> <p>佐倉市においては、平成20年度に実施された「住宅土地統計調査」による資料しか存在しておりません。この調査は任意抽出された調査区を対象に実施され、それを基に推定されたものであることから、今回、空き家調査を予定しております。</p> <p>住生活基本計画策定に当たり、空き家の実態等を把握し分析することにより、具体的な施策を検討してまいります。具体的な施策実施後、その効果等を検証し、新たな検討時期は、住生活基本計画見直し時期と考えております。</p>	無
48	<p>下水道施設(汚水)改修事業</p> <p>説明によれば建設から 20 年超の総延長は約 480km で、最も古いものは 50 年近いとか。更に昨年の大震災による被害も考えられます。それゆえ、今後改修工事に関わる費用は長期にわた</p>	<p>その一</p> <p>特定の業種における民間の起業に関しては、行政として積極的に係わる事は難しいものと考えます。</p>	無

	<p>り膨大なものになると予想されます。</p> <p>担当課が説明されたように長寿命化技術について確立されたものはないということで、市当局も工事業者も相互に学びながら進むといったようです。</p> <p>当日会場で提案したことをお願いします。その一は、解析業務ができる業者はカメラ調査ができるもので、市内には1社しかないということですが(準市内を含めると数社になる)、市内にできる業者を増やすよう、産業振興課なり、商工会議者なりに要請できないものでしょうか。この業務も当然長期に亘りますから。その二は、コスト圧縮を図るにしても、改修工事は長期間で膨大な費用になります。是非とも多くの市内業者が参加できるような競争入札をお願いします。寺崎土地区画整理事業のように佐倉市が20億円以上もの下水道建設費用を税金から捻出し、建設業者はURの随契による外部業者になるという百害あって一利なしのようにならないよう重ねてお願いします。以上</p>	<p>その二</p> <p>工事の発注につきましては、市内業者が参加出来る制限付一般競争入札で行っています。</p>	
49	<p>予算から離れて、産業振興課、農政課、土木部などにお願ひがあります。皆さん方の部門は、単に税金を予算化し執行するというだけのものではありません。実は皆さん方の部門は、多くの現在あるビジネスだけを相手にしているだけでなく、新規のビジネスを創出することも可能なファンクションなのです。</p> <p>勿論行政ですから企業のように自らビジネスをはじめすることはできません。でも市民、市内商工業者にそのようなプラットフォームを提案し、助言することが可能なのです。いわばビジネス創出の「触媒」といってよいのではないのでしょうか。それ故、他の部署で、単純に予算を組み、執行するだけの事業を横目で知らん振りするのではなく、ビジネスに転化できないか考えてみて欲しいのです。予算総額4百数十億円ですから、かなりの規模です。</p> <p>ホームランばかりを打つことはできませんが、ヒットを積み重ねてください。そうなることを期待しています。</p>	<p>市職員に対する叱咤激励と受け止め、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>	無
50	<p>説明会・意見公募広報、配布資料について</p> <p>①説明会・意見公募の広報について</p> <p>説明会のお知らせは、HPにおいてトップ画面に掲載され、広報にも掲載されているが、その他どんな広報をしているのか。市民参加が少ないのは、どこに問題があると思うか。広報に力を入れてください。</p> <p>②説明会で、回答は、担当課であってもいいが数少ない機会と思うので、市長、副市長、全部長が出席して、市民の声を直接聞くべきである、聞くだけでもよい。来年度はぜひ実現してください。</p>	<p>①予算説明会の広報は、ホームページやこほう佐倉においてお知らせしている他、CATV296におけるアナウンス、市内施設におけるポスター掲示、市民カレッジ生へのチラシの配布などを行い、参加者数の増につながるよう努めているところですが、広報の方法だけでなく、今後の説明会の実施方法なども含めて検討課題とさせていただきます。</p> <p>②予算に関する説明の場として、担当部局の職員が出席しておりますので、市長・副市長の出席は考えておりません。</p>	無

	<p>③意見公募のお知らせは、HP のトップ画面には見当たらない。少なくとも公募締切りまでは掲載しておくべきだと思うが、なぜ載せていないか。組織で探す⇒財政課に飛んでも、公募の件は現れない。⇒予算に行ってようやく見いだせる。市民の発信を喚起する努力が感じられない。来年度から改善してください。他の意見公募の件も同様である。</p> <p>④「予算見積事業別概要書」にはもっと実のある情報を記載してください。継続事業の場合は5年間の決算額(前年度は予算額)と5年間計画額を示してください。実施計画欄の目標文言は不要。事業に関する説明も毎年同様の抽象的な文言で具体性に欠ける。また、本年度と前年度の節別の増減額を示す欄には、シートごとに、節の番号だけでなく、節の名を記載してください。さらに一枚程度の、「節」の用語解説を添付してください。また、このシートは、少なくとも部局別くらいに分けて綴じ、頁数か通し番号を記載してください。見にくいこと、扱いにくいこと、この上なく、市民の立場で考えてください。</p> <p>当日の説明対象事業の見開きの「説明書」の内容についても、分かりやすいものに改善してください。とくに事業概要・目的・効果欄では、スローガンのような文言や美辞麗句ではなく、沿革や事業内容、問題点も含めた簡明な説明がないと、市民には理解できない。とくに事業費の内訳についても、できるだけ、内容が分かるような記述をしてください。財政課担当によれば、外注しているので、書式は急には変えられない、経費がかさむとのことであったが、見直すまで、それを補完するのが、行政の市民へのサービスではないか。フォーマットは、システム業者が決めるのではなく、行政と市民が決めるはずのもの。やすかろう悪かろう、出来合いのフォーマットとあまり変わらないのでは。</p>	<p>③ホームページ内の検索性について、ご不便を感じさせている点については、改善を検討させていただきます。</p> <p>④ご意見を踏まえて、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	
51	<p>補助金の在り方について、とくに人件費について現在、継続・新規も含めて110近い事業が補助の対象になっている。そのうち人件費補助は3件。25年度も、社会福祉法人社協が8570万、公益法人商工会議所に1705万、財団法人観光協会560万を計上している。この人件費補助はほんとうに妥当か否か。</p> <p>3つの団体に共通しているのは、人件費の補助金の中で占める割合が高いこと、他の類似団体との不公平性です。昨年23年12月15日に補助金検討委員会から「意見書」が出されています。そもそも平成8年から見直しが叫ばれ、15年から白紙からの見直し作業に入り、24年度から3年の有期でさらに見直すという風に理解している。</p> <p>検討委員会は、基本的には公益・公共性、公</p>	<p>佐倉商工会議所への補助については、平成23年度補助金検討委員会においては、その存在意義及び財政支援については認めるものの、補助金への依存体質とならないよう精査するよう意見をいただきました。市としては、商工会議所に事業運営の自助努力を求め、平成24年度予算において補助金額を200万円減額いたしました。また、課題である会員数の増加についても、会員数減少の原因分析に努めるとともに、その対策を計画的に行うようお願いしております。</p> <p>また、佐倉市観光協会については、市の観光事業と連携した事業内容のあり方が問われていますが、協働して行う観光施策等がより効果的なものとなるよう、さら</p>	無

	<p>平性、効果性、適格性の観点から点検した結果、3者いずれにも意見が付き、結果としては条件付きで継続となっているが、まったくあらたまっていないどころか「意見書」に、逆行する団体もある。問題点は多いにもかかわらず、25年度の予算に活かされていない。</p> <p>補助金のうち幾らが人件費なのかは、社協の場合は別建てなのでわかるが、他の二つは概要書では分からず、予算書、決算書でも不明、「補助金一覧」の「補助事業金計画書」で初めてわかったが、人件費補助自体の金額がわかるよう、予算書・決算書に明記するよう改めてください。</p>	<p>に協議してまいります。なお、平成24年度予算において、同団体の事業運営の自助努力を求め、補助金額27万6千円の減額を行ったところです。</p> <p>両団体への補助金のうち人件費補助額については、市民の皆さまにお分かりいただけるよう、市のホームページ等でお知らせしてまいります。</p>	
52	<p>社会福祉協議会への人件費補助について</p> <p>① 補助金一覧の中でもけた違いに補助金額が多く、数少ない人件費補助団体の中でもダントツである。この不当性については、すでに、監査委員による監査報告(2010年7月30日)、補助金検討委員会意見(2011年12月15日)によっても明らかなように、人件費使途の内容の透明性、人件費補助は受けていない社協以外の多種多様な類似他団体との公平性、とくに、給与レベルの厚遇について指摘され、見直し改善が指摘されているにもかかわらず、25年度予算要求についても改める努力どころか、増額を要求している。市はどのように指導しているのか。面倒な福祉事業を丸投げしている弱みから強くは指導出来ないのか。</p> <p>② 違法性が高い社協の会費徴収を黙認しているのはなぜですか</p> <p>会費、募金はまったくのボランティアであるはずが、班長さんが領収書を持って500円を徴収したり、会費を自治会に上乘せしたりしている自治会も多い。これは明らかに、2008年4月の最高裁決定が、上乘せは憲法思想信条の自由の違反とした判例にも反する。自治会町内会長(福祉委員)の集まる会議で、任意であることを強調しているというが、徴収方法の実態を把握しているか。私の自治会役員体験によれば、「お宅の自治会の徴収額が少なくない」「還元分がお宅の自治会のために少なくなっている。他の住民が迷惑している」「会員にならないと社協のサービスが受けられなくなる」などの地区社協の幹部が暴言を吐いている実態を承知しているか。全市的に実態調査をしたうえで、任意性を徹底する指導をしてください。会員拡大が伸び悩んでいるのは、自治会への加入率の低下、社協からサービスを受けている実感がなく、募金だけではない、福祉ボランティアの多様化などが原因として考えられるのだから、自治会を通しての募金は中止の方向を検討してください。</p> <p>③ 補助を受けながら他方で2億4000万円以上</p>	<p>①(社)社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費)の見直しについては、平成24年度に補助対象事業とそれに係る職員人件費を明確にしました。</p> <p>補助対象となっている、市民参加による地域福祉推進事業は、福祉サービスに対する対価や、介護サービスに対する介護報酬を得るような事業ではありません。</p> <p>同協議会の職員給与については、今後、広報、公表方法を検討させ、その透明性の確保に努めます。</p> <p>なお、平成25年度当初予算については、新たに成年後見支援センター事業に係る人件費が補助対象となったことにより補助対象職員数が増えています。積算基準となっている市職員平均給与額が下がっていることから、補助金額としては前年度とほぼ同額となっています。</p> <p>②(社)佐倉市社会福祉協議会の会費については、会員となって地域福祉事業に参加、協力をいただきながら、地域ぐるみで地域福祉の充実、向上に取り組んで行くという考え方によるものです。</p> <p>また、自治会等は地域づくりの最も基本となる組織であり、地域福祉を推進していくためには、同協議会と連携協力していくことが重要です。</p> <p>同協議会の会費については、地域住民の自由意思に基づくもので、その任意性が担保されることに十分な配慮が必要と考えておりますので、この点をさらに徹底するようにしていきます。</p> <p>③(社)佐倉市社会福祉協議会の福祉基金は、地域社会福祉の増進を図ることを目的として設置されているものであり、この趣旨に賛同していただいた市民から寄せられた寄付金を積み立てているものです。</p> <p>基金の運用については、基金規程により金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、基金から生じる</p>	無

<p>の福祉基金、約1億4000万の有価証券などの資産を留保しているのはなぜか。</p> <p>営利団体ではない社会福祉団体としての説得力に欠ける。説明会当日の課長答弁では、基金の取り崩しを予定しているとのことだが、大震災対応にも崩さなかったし、遅きに失した。今後はそれをどのように使い、補助金やサービスにどう反映させるかについてどう指導をするつもりか。</p> <p>④社協職員が市職員に準ずる高待遇をうけているのはなぜか</p> <p>12月号「社協さくら」で、初めて職員の人事・給与の情報がようやく公開された。透明化の一步かもしれないが、その実態に驚くべきものがある。補助を受ける一方で、市職員レベルの給与・諸手当で厚遇される正規職員・嘱託職員たちの実態であった。少なくとも、その採用や任用替えの情報を公開し、透明性を図るため、どのような指導をするのか具体的に伝えて下さい。</p> <p>⑤人件費補助の根拠としての、社協は特別で「地域に密着した地域福祉事業」を「全市的に」展開しているというが、何が特別なのか。根拠法令では、その存在は認めているが、人件費補助の根拠とはなり得ない。社協の「地域福祉推進計画」策定の当事者として「民」の反映を標榜するが、実態は、両方の策定委員会委員を兼務したりで、単なる行政のサポートか、応援団に過ぎず、「民」を反映する実態にほど遠い。地域福祉の実際の担い手は市社協ではなく地区社協であり、他の社会福祉法人、NPO法人団体などであって、活動の大部分がボランティアか低い報酬に甘んじている。そこに厚遇されている社協の職員の姿が見えない。地域福祉の核でもある敬老事業や高齢者の生活サポート、居場所づくりなど活動について、市社協は、とくに敬老事業＝敬老会費の配分を行っているが、地区社協の支出の40～50%を占め、たった1日のために使い果たされているのが現状であって、その敬老会も、参加者は対象者の3分の1程度、年々減少、敬老の精神は形骸化している。会食・記念品をメインとする事業が果たして地域福祉に寄与しているのかどうか市社協、地区社協は、真剣に考えてほしい。市社協が、市も実態を把握の上、どう指導するのか、漫然と現状を維持するのか。</p> <p>⑥種々の相談業務におけるプライバシーや継続性は守れるのか。</p> <p>補助金対象の福祉相談事業、また、あらたな市からの委託事業「成年後見支援センター事業」における相談業務の実際の担当者に</p>	<p>利子は、運用要綱によりボランティア活動の促進など地域福祉の充実を図る事業に充当しています。(平成23年度実績122万円)</p> <p>なお、現在まで福祉基金を取崩した事例はありませんが、今後、基金を取り崩して寄付者の意向に沿った事業等へ活用するよう協議してまいります。</p> <p>④(社)佐倉市社会福祉協議会の職員の人事・給与などの状況については、市民等に理解していただくために、今後も積極的な情報公開に努めるよう指導してまいります。</p> <p>⑤市内約42,300世帯が会員となっている(社)佐倉市社会福祉協議会は、多くの市民の皆様の参加と協力を得て、市民を対象に地域に密着した地域福祉推進事業を実施しています。(平成24.3.31現在)</p> <p>今後、高齢者等が地域で安心して暮らし続けるためには、きめ細かな福祉サービスの提供や地域での支援が必要となりますが、そのためには身近な地域で活動しているボランティアの方や、地域に住む市民の皆様の参加と協力が必要と考えています。</p> <p>このため、ボランティアの方や地域住民の皆様の参加により実施される同協議会の地域福祉の推進に係る事業費とその人件費を補助し、地域福祉の充実、向上を図ろうとするものです。</p> <p>なお、人件費補助の対象となる同協議会の事業は、施設利用など提供する福祉サービスに対してその対価を得るというものではありません。</p> <p>また、地区社会福祉協議会の事業、活動は地域ぐるみ福祉に欠くことができないものでありますので、その支援等について検討を進めていきます。</p> <p>⑥成年後見支援センター事業では、日常的に窓口で成年後見制度に関する相談、支援を社会福祉士の資格を有する職員が担当いたします。</p> <p>個人情報の管理については、別途、個人情報の取扱い、管理に関する仕様を示し、随時、市が指導、監督してまいります。</p> <p>なお、(社)佐倉市社会福祉協議会は、成年後見制度に至らない判断能力の不十分な方の権利擁護事業として平成13年度から日常生活自立支援事業を実施しており、現在、49名の市民の方を支援しています。</p>
---	--

	<p>正規職員をあてるわけではなく、賃料や謝礼による相談員や司法書士などがあたるとう理解できるが、相談する市民からすれば、プライバシーへの配慮や継続性が保たれるのか、市民は不安であるし、相談しにくい。こういう業務こそ市職員が前面に立って処理するのが本来の行政ではないのか。福祉相談業務も年間何件の実績があるのか、成年後見制度の実績も示してほしい。</p>	<p>また、成年後見制度については、平成23年8月から法人後見事業に取り組んでおり、現在、保佐類型1名、後見類型1名、合計2件の成年後見人等を受任しております。</p> <p>福祉相談事業の平成23年度の実績については、心配ごと相談217件、法律相談81件、ボランティア相談279件、貸付相談1,772件などとなっています。(平成23年度事業報告書より)</p>	
53	<p>放射性物質対策事業</p> <p>事業費の内訳によれば、「工事請負費 1260 万除染工事佐倉市道路側溝汚泥対策工事」の内容が不明である。合計額2982万9に比べ割合が高い。原発事故による放射性物質拡散にともない、佐倉市内の道路側溝の放射線量が高いのは、市による測定からも明らかであった。ようやく仮置き場も決まり、除染工事が開始されるのかと思えば、汚染汚泥の仮置き場は依然としてないまま、業者に委託するという。自治体や国ですら、仮置き場が決まらない中で、民間業者の処理する能力をどう見極めるのか。しかも今回の除染は、学校周辺の数値の高い個所だけの8キロメートルだけの工事であるという。なぜ、そのことを内訳に明記しないのだろうか。「市民の健康と安全・安心を確保する」記す「目的」や「市民の不安を解消する」どころか不安は募るばかりである。仮置き場確保のための努力が見えてこないままの、安易な工事委託は、除染対策に適さないと思う。</p>	<p>平成25年度における放射性物質対策事業については、引き続き放射性物質の低減により市民の不安を解消し、安全・安心なまちづくりを目指すことを目標に、予算の作成を行いました。</p> <p>これまで、子どもが多く利用する施設・場所に重点をおいて、空間放射線量率を測定し、平成23年度、24年度に佐倉市放射性物質除染計画で定めた対策目標値を上回った線量率が確認された保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公園等で除染を進めてまいりました。</p> <p>次のステップとして、道路側溝汚泥対策工事を予定しておりますが、これは、まず何よりも、子どもたちの受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられることから通学路の延長8キロメートルを想定し積算しました。</p> <p>仮置き場については、候補地の住民の皆様から理解が得られなかったため計画を中止といたしました。</p> <p>除染除去土壌の処分方法として、今の段階では仮置き場が確保できておりませんので、処分方法について検討中です。</p>	無
54	<p>地域まちづくり協議会事業</p> <p>721 万と金額は少ないが、協議会そのものの意義が曖昧でたちあげが認証されると新規 70 万、既存 90×6=540 万、専門家支援謝礼金 10×7……</p> <p>類似の組織、まちづくり協議会の構成団体でもある自治会、地区社協、自治会協議会、企業、学校、NPOなどとの協働を標榜するが、協議会の目的、任務、役割が曖昧な上、防犯防災、環境整備、教育環境の整備などにしても、調整がむずかしいなか、「まちづくり協議会」の存在自体、役割自体にも疑問が残る、設立が伸び悩んでいる状況も理解できる。行政機能の地域下請けの受け皿の典型に見えてくる。新規既存の「協議会」に、90 万、70 万、「設立準備」への助成はどう使用されているのか。ユーカーが丘地区の場合、昨年、申請しながら、市は 1 校区内を想定、エリアが広すぎ、校区も数校にわたるから、という理由で不認証となった。そもそも、「協議会」の趣旨があいまいな所以だろう。既存の「協議会」がど</p>	<p>地域まちづくり協議会は、小学校区内で活動する自治会、ボランティア団体、事業者等の様々な活動団体が、相互に連携、協力し、地域の課題について話し合い、解決に向けた活動を行います。</p> <p>また、近い将来、大規模地震が起こる可能性があるとの報道もあり、災害対策としても地域まちづくり協議会での活動を通じ、地域の絆をより深め、地域間の連携や地域コミュニティが強化されることで、「共助」により被害を最小限に抑えることが期待されます。</p> <p>地域まちづくり協議会への支援は、佐倉市市民協働の推進に関する条例等に基づき、認証された地域まちづくり協議会に対し、佐倉市市民協働推進委員会の意見を聴いた上で支援の可否を決定しております。</p> <p>今後とも、地区代表者会議等で、地域まちづくり協議会の必要性、制度の主</p>	無

	んな働きをし、どんな機能を果たしているのかが見えてこない。せめてこのことを明らかにしてから、この施策を進めるべきだろう。そうでないとたんなるバラマキに過ぎなくなる。	旨、内容についてご理解いただけるようご説明をまいります。	
55	<p>1. 12月23日の予算説明会は初めての参加でした。前もって説明会<資料>を見ていましたが、これだけでは殆んど理解できず説明会に参加してある程度理解することが出来ました。<資料>に基づいて事前勉強会にも参加しましたが、<資料>だけでは全体像が読み取れませんでした。</p> <p>2. 当日いただいた「意見募集案件詳細」の中で、企画政策部長さんの「予算編成方針について(依命通達)」を読め、ある程度全体像が見えてきました。個々の詳細にわたる全部を読み取ることはできませんが、市当局が考えていることはうかがうことができました。</p> <p>3. 膨大な分厚い予算見積資料を読み切ることは到底できません。それより、佐倉市が抱えている課題・問題点などについて、その対処の方針・処方などについての予算的な裏付けを見出したと思いましたが、つかむことはできませんでした。</p> <p>4. 私は説明会では産業・都市基盤のブースに参加しましたが、そこでの議論を通じて佐倉市の将来をどう描くか、市民と市の職員の皆さんとがどんな関係をつくるかにかかっていると感じました。</p> <p>即ち、職員の皆さんが17万市民すべてと直接協働するのは無理でも、それぞれの地域や、商店会はじめNPOなど様々なあらゆる団体との密度な濃い連携を通じて広い市民との協働につなげるしかありません。その際、職員の皆さんの熱意・姿勢が伝わるかどうかです。互いに人間同士であり、心から通じ合い励まし合い知恵を出し合う信頼関係づくりと、佐倉のまちをこよなく愛する意識を底辺に据えることだと思えました。その為には、個別の事業予算についての精査はもちろんですが、何より基本的重点的施策の課題・問題点を明確にし、その順位と解決方向と手法など多くの市民が理解と参画できるような姿勢と発信を市民は見まもっています。私たちも協力を惜しむものではありません。どうか頑張ってください。</p>	<p>予算説明会や意見募集の取り組みは、これからも改善していく余地がございますので、ご意見等をお寄せいただけますようお願いいたします。</p>	無
56	<p>議会公用車管理事業について</p> <p>本年度より5年リースで議会公用車(議長車)1,462,000円が、計上されているが、佐倉市議会公用車の利用頻度を公開してください。</p> <p>また、ほぼ同額のチャイルドシート補助金が本年度より廃止となりました。昨年予算説明会の議会事務局の説明によると市の要人である市議会議長には、トヨタクラウンハイブリッドが、必要不可欠との説明でした。市議会議長お一人の安全と、子供たちの安全とをどうお考えですか？市の縦割り行政を理由にはせず、市民にもわかりやすい回答を求めます。</p>	<p>議会公用車管理事業につきましては、従来使用しておりました議長車の老朽化に伴い、安全面や走行性に不安が生じてまいりましたため、平成24年度より新規車両のリースによりその確保を図ることとしたものでございます。</p> <p>また、議長は、議会の議事進行や議会運営に関わる様々な事務を統括するほか、対外的には、議会の代表者として、平日、休日問わず多くの行事や会議に公務として出席しております。日によっては、複数の行事等に出席することもあり、それら</p>	無

		<p>の公務を確実に遂行するためには、迅速かつ安全な移動手段を確保する必要があり、公共交通機関を利用するよりも移動がスムーズに行えて効率的であることや、危機管理の面等を考慮いたしまして、公用車を利用することが適当であると考えております。</p> <p>議会公用車の使用状況につきましては、平成24年度(12月末現在)は53日、2,820km、平成23年度は82日3,521kmでございます。</p> <p>なお、チャイルドシートは、義務化された当時は、装着率が低かったことから、誘導啓発を目的として購入費用の一部助成をして参りましたが、現在はその目的を概ね達成したと判断し、補助制度は廃止いたしました。議長車の購入のために同補助金を廃止したわけではございません。</p> <p>また、議長一人の安全と子どもたちの安全については、言うまでもなく双方とも重要であると考えております。</p>	
57	<p>高齢者福祉課敬老事業運営費及び、敬老祝い金贈呈事業に関して</p> <p>わずか30%の参加率の敬老辞表運営費を昨年より17,982千円増額し、今年度は47,479千円。その理由は、75歳以上のお祝いの品の金額を上げるとのことである。(高齢者福祉課へTELにて確認)。一方で、敬老祝い金贈呈事業の80,88,100歳以上へお祝い金を廃止し、敬老祝い金贈呈対象者を99歳と100歳にすること。高齢者福祉課担当者はこの2つの事業に関し、お年寄りの要望に耳を傾け判断をして頂きたい。</p>	<p>敬老事業は、高齢者人口が増加することにより、事業経費が拡大してまいりました。また、敬老祝い金贈呈事業及び敬老会は、それぞれの節目ごとに、お祝いを実施していることから、これらを総合的に検討させていただきました。</p>	無
58	<p>一般職の給与について</p> <p>昨年のパブコメに対する回答は、県内における佐倉市の類似団体としては、八千代市や浦安市などがありますが、これらの団体と比較しても、本市の市長等特別職の報酬額は、低い水準にあることから、引き続き、他市の動向を踏まえ、報酬額の適正化に努めてまいります。となっております。しかし、民間との格差そして、国家公務員と地方公務員の給与格差の問題の解決を念頭に置くべきと考えます。</p> <p>総務省のHP「地方公務員の給与水準をみると全国の83.2%の団体が、ラスパイレス指数が100未満となっている」と比較し、佐倉市は102.4%、地域手当補正後のラスパイレス指数は103.4%となっています。県下7位です。決して低いとは考えられません。</p> <p>また、先日の平成25年度当初予算編成公開説明会資料p.13には、類似団体の一人あたりの給与費、参考として近隣市の一人あたりの給与費が載せられておりました。給与費は、6,704千円と低いものでしたが、ラスパイレス指数でみる</p>	<p>一般職の給与についての、ご意見にいくつか誤解があると考えます。</p> <p>一つ目は、特別職の報酬額に対する考え方です。ご意見の中で昨年のパブリックコメントに対する市の回答を引用していただきました。この考えは、今も考えは変わっておりませんが、「民間」及び「国家公務員と地方公務員」の給与格差は、特別職に適用する根拠とはなりません。</p> <p>二つ目は、「給料」と「給与(給料+諸手当)」の区別についてです。総務省がHPで公表している「平成23年地方公務員給与実態調査結果等のポイント」のうち「平均給与月額状況」からもわかるとおり、諸手当を含む平均給与月額では、国が増加している一方、地方は減少しています。</p> <p>なお、ラスパイレス指数を算出する基礎数値は、「平均給料」だけで、手当は含まれておりません。国では、キャリアと呼ばれる方々を除き、その他職員の給料</p>	無

	<p>と、102.4、地域手当補正後は 103.4と、類似団体の中でも高くなっております。</p> <p>予算編成説明会での総務課長の説明では、20代、30代の若い世代の職員の給与を高く設定しているのご説明でしたが、勤続年数7年未満のラスパイレ指数は、100以下です。また、中学卒業者の35年以上のラスパイレ指数は、104.9、高校卒業者で勤続年数10～15年の職員のラスパイレ指数は、107.1、大学卒業者で勤続年数10～15年の職員のラスパイレ指数は107.5、短大卒業者で勤続年数10～15年の職員のラスパイレ指数は、112.0となっております。</p> <p>このことから、①佐倉市の給与水準が低いのではなく、千葉県内の類似団体の給与が高いのです。佐倉市では、職員給与の引き上げを考えているようですが、国家公務員の給与水準に合わせる努力をしてください。②勤続年数によるラスパイレ指数の格差是正に取り掛かってください。同じ市役所の勤務していながら、勤続年数によって96.4～112.0の開きがあることは、市民として納得がいきません。格差是正に努めてください。一般市民にもわかるように、ご回答いただくと幸いです。</p>	<p>に関しては地方とあまり変わりませんが、地方にはない諸手当を追加することで「給与」が高くなるよう設定されていますので、「給料」だけで比較することには無理があると考えます。</p> <p>三つ目は、ラスパイレ指数に関することです。ラスパイレ指数は、「職員を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するもので、地方公共団体の仮定給料総額(地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を国の実給料総額で除して得る加重平均です。</p> <p>すなわち、地方の給料水準(各区分)に、学歴・経験年数別の国家公務員の数を乗じて平均給料を計算した数値と、現に国家公務員が国で受けている平均給料を比較し、100よりも低くければ国家公務員よりも給料が低く、100よりも高ければ国家公務員よりも給料が高いと判断しているものです。ご意見にあるとおり、佐倉市職員全体の平成23年度ラスパイレ指数は102.4ですが、経験年数別にみると、すべての経験年数区分で100を超えている訳ではありません。</p> <p>以上のことから、国の給与水準にあわせようとした場合には、学歴と経験年数だけを基準とした給料制度とし、諸手当を国と同制度にする必要があると考えます。</p> <p>しかしながら、地方自治法に手当の種類が限定されていること、また、国では50歳を過ぎた頃になると職員が外部へ出向するなどの措置を講じていることから職員数が激減する傾向にあり、地方公共団体と国では大きな差異がある状況があります。</p> <p>なお、経験年数区分によってラスパイレ指数が異なっているのは、世相を反映した職員管理上の施策により、昇格までの経験期間の短縮あるいは延長、採用時の初任給の上げ下げ、学歴に捉われない勤務成績制度などが影響しているものと考えっております。</p>	
59	<p>地域まちづくり協議会事業について</p> <p>私が思うところ、まちづくり協議会に参画している方々は、地域のことをまず第一に考えるような人の集まりであり、住民自治に関して意識の高い、尊敬すべき人々の集まりであるであろう。</p> <p>そのような方々が、需用費として食糧費設立準備会議時食糧費 20,000 円を必要とするであろうか？</p> <p>予算説明会時の市民部自治人権推進課担当者の水分補給のためという、理由は街づくり協議会の会員の方々に失礼だと思えます。みなさ</p>	<p>地域まちづくり協議会は、小学校区内で活動する自治会、ボランティア団体、事業者等の様々な活動団体が、相互に連携、協力し、地域の課題について話し合い、解決に向けた活動を行います。</p> <p>市では、地域まちづくり協議会の取組を積極的に推進し、まだ設置されていない地区へは設立を働きかけており、地域まちづくり協議会の設立前の支援を行っております。</p> <p>地域まちづくり協議会設立準備会が設</p>	無

	<p>ん、市民の血税の使われ方には、意識の高い方々だと思いますので、ペットボトルをご持参されることでしょうか。ということで、食糧費は、佐倉市民の血税から予算に計上することは、必要ないとおもわれますので、事業費の内訳の見直しをお願いいたします。</p>	<p>立された際は、設立に向けた話し合いが長時間に及ぶことがあります。食糧費につきましては、自治会の限られた年間予算では、臨時的な設立準備会で提供するお茶の費用が捻出できないとの声があり、飲み物の支援を行っております。</p>	
60	<p>特別職の給与について</p> <p>昨年のパブコメに対する回答は、県内における佐倉市の類似団体としては、八千代市や浦安市などがありますが、これらの団体と比較しても、本市の市長等 特別職の報酬額は、低い水準にあることから、引き続き、他市の動向を踏まえ、報酬額の適正化に努めてまいります。となっております。</p> <p>しかし、類似団体の人口は、松戸市 478,986 人～流山市 164,294 人であり、その人口比は約 30 万人です。佐倉市の人口は 176,169 人であり、特別職の報酬は決して低いとは考えられません。また、ほぼ人口の同じ習志野市、流山市、八千代市は副市長 2 人制をとっていません。浦安市そして近隣の成田市は、副市長 2 人制を始めましたが、その財政規模を見ても佐倉市とは、比較対象とならないでしょう。</p> <p>よって、副市長 2 人制をとる佐倉市は、特別職の人数が多いことから、引き下げることをお考え顶きたい。また、佐倉市議会議員に支給される期末手当に関して、業務成績・業務目標の達成度合いを考慮して支給されるものと考えられているが、本当に支給の必要があるのかお教え頂きたい。</p>	<p>特別職の給与について、「人口規模」と「副市長 2 人制」を類似団体と比較し、ご意見をいただきました。</p> <p>人口規模との比較では、習志野市、流山市、八千代市と佐倉市は、ほぼ同様の状況であり、特別職の給与額の決定要素である他市との比較においては佐倉市が突出している訳ではありませんので、妥当であると考えております。</p> <p>次に、副市長 2 人制は、市ごとに部・課の行政組織が異なるように、他市と同じにする必要はございません。また、人材を得ることは財政規模で決定されるものでもございません。副市長 2 人制は、佐倉市が将来に向けて自立した都市となるよう、今後新たな施策を迅速に講じていくに当たり、必要となったものです。</p> <p>また、議員の期末手当の支給に関するご意見をいただきました。地方自治法第 203 条第 3 項に「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。」と定められており、佐倉市も他市と同じく条例に定めて議員に期末手当を支給しています。</p> <p>なお、期末手当に関して「業務成績・業務目標の達成度合いを考慮して支給されるものと考えられているが」と述べられておりますが、これは、一般職の職員に支給される勤勉手当に関するものであり、報酬の一部として議員に一律に支給される期末手当とは異なります。市長等の特別職や議員には勤勉手当はありませんし、市長や議員の評価は、選挙により行われるものと考えます。</p>	無
61	<p>秘書課特別職公用車運行管理事業に関して 13,863,000 円が計上されており、事業概要は運転業務の委託、スケジュール調整、公用車の管理。直営から委託へ切り替えることで人件費削減につながるとあります。</p> <p>特別職別公用車の利用頻度をお教えてください。また、特別職専用公用車の台数、金額をお教えてください。また、タクシーへの切り替えをした場合に見込まれる額をお教えてください。</p> <p>特別職専用公用車は、今後順次廃止にするべきだと考えますか、どうお考えでしょうか？</p>	<p>この事業の対象となっている特別職用の車両は「市長車」、「副市長車」及び「教育長車」になります。</p> <p>それぞれの使用頻度(稼働日数及び走行距離)は、</p> <p>「市長車」が 261 日、20,278 km(平成 24 年 12 月末現在)/322 日、24,111 km(平成 23 年度)、</p> <p>「副市長車」が 43 日、2,263 km(平成 24 年 12 月末現在)/230 日、4,444 km(平成 23 年度)、</p> <p>「教育長車」が 121 日、2,787 km(平成 24 年 12 月末現在)/278 日、6,713 km(平成 23 年度)</p>	無

		<p>となっております。</p> <p>また、それぞれの購入価格は、 「市長車」が 6,615,000 円 「副市長車」が 3,949,808 円 「教育長車」が 3,944,430 円 です。</p> <p>次に、タクシーへの切り替えについてですが、「特別職は、車の中で公務をこなすことも多く、特別職用の公用車にはそのための資料等が積んであること」や「特別職用の公用車には、緊急時の連絡用に無線が設置されていること」、「1日に複数の出先での公務をこなすことも多く、また移動時間に余裕が少ないこと」などから全面的なタクシーへの切り替えについては検討しておりません。なお、スケジュールの一部分でタクシーを利用することについては、すでに実施済みです。</p> <p>最後に、特別職用の公用車については、市長、副市長等が公務を確実に執行するために必要であると考えておりますが、公務の性質や使用頻度を検討の上、可能な車両については共用化を進めていく方向で考えております。</p>	
62	<p>本庁舎保全事業について</p> <p>まず、本庁舎の耐震化診断について一言述べたい。本庁舎は黒川紀章設計によるものである。そして耐震化診断をその設計主に随意契約をしたことに関し、資産管理経営室は市民に納得のいく説明をしていただきたい。これを明白にしていだけなければ、本庁舎保全事業の委託料を信用できることは出来ない。また、入札に関しても安かろう悪かろうでは困るので事業者の選定に関しては、金額だけではなく精査をして頂きたい。</p> <p>次に、本庁舎保全事業の財源内訳に関してである。地方債から 242,360,000 円。一般財源から 119,431,000 円となっているが、予算説明会資料 p.9 の平成 23 年度末基金残高の庁舎建設基金 5,176,423,000 円を利用してはいかがだろうか。予算説明会時の資産管理経営室担当者の条例では、建て替え時のみ使用できることになっているので使用できないとの答弁だったが、条例を改訂することも選択肢に含め検討していただきたい。</p> <p>また、老朽化等で設備改修を重ねることと、建て替えることのメリットデメリットをどうお考えだろうか？本庁舎を除けば建て替え金額は、さほど大きな金額になるとは思われないので、建て替えも視野に入れ検討していただきたい。</p> <p>またこのままの流れで行けば、本庁舎建て替えに進むと思われるが、新たに約 34 億円を費や</p>	<p>耐震診断の契約については、庁舎が安全か否かを早急に把握するため、特殊な構造を理解している黒川紀章建設都市設計事務所に依頼したものです。</p> <p>佐倉市庁舎建設基金については、基金の設置目的が、庁舎建設費の財源に充てるためと定められていることから、改修での使用は認められないこととなっております。</p> <p>なお、議会議決により条例改正することは可能ですが、現在のところ改正することは考えておりません。</p> <p>庁舎整備の検討につきましては、改修及び改築の両面から、早急な安全性確保を第一に、財政状況を考慮したコスト、今後の全市有財産の将来コスト等、多面的に検討を行っております。</p> <p>庁舎や学校を含む全ての市有施設につきましては、今後更なる有効活用を図ってまいります。</p>	無

	<p>し新庁舎を建て替えようとする意図も理解することはできない。</p> <p>少子高齢化の中、企画政策部長鶴沢氏が提言しているようにスクラップアンドビルドの実施を象徴するためにも、小学校の統廃合を行い、市役所の機能を分散化させ小学校などの公共施設に移動させたら、いかが？</p>		
63	<p>租税課 ご当地ナンバー発行业務について 担当課に確認したところご当地ナンバー発行业務費 1,680,000 円の内訳は以下の通り。</p> <p>需用費 @350×300 枚×1.05=110,250 親しみや愛情を持てる佐倉市らしさをデザインしたナンバーを作成することで佐倉市を PR するとともに佐倉市のイメージアップを図るとのことでした。</p> <p>ちなみに、型を作成する業者は佐倉市にはいないとのことでした。</p> <p>予算額は 170 万円ですが、果たして佐倉市にとってどんなイメージアップにつながるのでしょうか？</p> <p>全国的な流れだそうなので、なんともいえませんが(\$・)/^~~</p> <p>350 枚配布予定ですが、希望者にはせめて 350 円の実費を請求したらいかがでしょうか？</p>	<p>まず初めに、どんなイメージアップにつながるでしょうか、とのご質問についてお答えいたします。</p> <p>このことにつきましては、これから親しみや愛情を持てる佐倉市らしさをデザインしたナンバーを作成していきたいと考えています。</p> <p>このことにより、みなさんから佐倉市に対して良い印象を持っていただけるようになれば、と考えています。</p> <p>次に、実費を請求したらいかがか、とのご質問についてお答えいたします。</p> <p>このことにつきましては、地方自治法第 227 条より新規登録車両のナンバープレートの交付を有料にすることはできません。</p> <p>なお、市が発行しているナンバープレートについては、原動機付自転車等の所有者に対して貸与しているものという位置付けであります。</p>	無
64	<p>福祉 成年後見支援事業</p> <p>なんだか訳のわからぬ人件費なんじゃないか？果たしてどれだけ直接的に安い賃金をかけても目的は何処にあるのですか。</p>	<p>認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する成年後見制度の広報と、その利用(家庭裁判所への申立て等を含む。)を支援するために、成年後見支援センター事業を実施します。</p> <p>成年後見制度の利用促進を図ることで、判断能力が十分でない方も地域で安心して生活し続けることができるものと考えています。</p> <p>なお、同事業については、すでに法人後見事業に取り組み、千葉家庭裁判所から法人として成年後見人を受任するなどの実績を持つ(社)佐倉市社会福祉協議会に業務委託して実施する予定です。</p>	無
65	<p>民生費 老人福祉費</p> <p>敬老金運営費お祝い品のグレード up するためと云われるが現況の品および敬老会のイベントそのものが果たして老人に喜ばれているか関係機関の方々には良としています。記念品と云われるものはとてもつまらない品です。</p>	<p>敬老祝金において節目ごとのお祝いを、一部敬老会事業の中に移行することで、敬老に関する敬意の精神を引き継ぎ、記念品は地域商品券の配布を考えております。</p>	無
66	<p>特別職等運行管理事業</p> <p>人口 170,000 程度の市で、議長あたりの運転手をやとふなんておかしな管理です。いったい何人の運転手が居るんですか。とにかく委託事業が全般にわたり金額が多すぎる。全部処の委託料(丸投げ)の額がどれ程になりますか。</p>	<p>この事業の対象となっている特別職用の車両は「市長車」、「副市長車」及び「教育長車」になります。</p> <p>現在、5 名の職員がその運転業務を担当しています(うち 2 名は再任用職員)。なお、それぞれの車両の運転業務に従事していない時間は、車両の点検、整備等の</p>	無

		<p>他秘書課の業務などに従事しています。</p> <p>また、平成25年度当初予算案への計上された一般会計における委託料総額は、約56億円となっておりますが、市が直接行うか外部へ委託するかについては、効率的に事業を執行するために必要な手段を選択しております。</p>	
--	--	--	--